

太田市住宅リフォーム 支援事業

【ガイドブック】

太田市 まちづくり推進課

住宅リフォーム支援事業専用

☎ 47-1955（直通）

目 次

1. 住宅リフォーム支援事業の目的と概要	1
2. 補助金交付申請から補助金受領までの流れ	2
3. 申請者要件	10
4. 建物要件	18
5. 補助対象工事	20
6. 補助金交付申請	22
7. 補助金完了報告	37
8. 補助金受領	47
9. 補助金交付決定変更申請	49
10. 補助金対象工事中止申請	56
11. Q&A.....	58

1. 住宅リフォーム支援事業の目的と概要

【目的】

本事業は、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則に基き、登録業者を利用して住宅のリフォームを行う住宅所有者（市民）に対し、補助金を交付することにより、市内の経済の活性化及び住宅所有者（市民）の居住環境の向上を図ることを目的としています。

【概要】

(1) 補助金交付要件

- ① 市内に住宅（集合住宅の専有する部分を含む）を所有していること
- ② 住宅の各所有者の世帯全員に市税等の滞納が無いこと
- ③ 建築後 10 年以上経過（平成 23 年 3 月 31 日以前に建設）した登記済の建物であること
- ④ 住宅に住宅用火災警報器が設置されている。または、設置すること
- ⑤ 平成 31 年 3 月 31 日以前から継続して居住している住宅（母屋）であること
- ⑥ 登録業者を利用して住宅のリフォームを行うこと
- ⑦ 補助対象額が税込 10 万円以上であること
- ⑧ 同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していないこと
- ⑨ 補助金の交付決定後に工事着工を行うこと
- ⑩ 振込用紙等に記載された工事代金の受領日の翌日から 15 日以内に完了報告書を提出すること
- ⑪ 令和 4 年 2 月 28 日までに工事及び支払を完了すること
- ⑫ 住宅及び住宅の各所有者が平成 23 年度から令和 2 年度まで（過去 10 年以内）に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていないこと

上記①から⑫を満たす場合、補助金の交付ができます。

なお、各要件の詳細は、次項以降をご確認ください。

(2) 補助金額

- ① 補助対象額の 30%（千円未満切捨）
 - ② 補助金上限額 20 万円
- ①、②のどちらか低い方の金額を太田市金券で交付します。

(3) 補助金交付申請受付期間

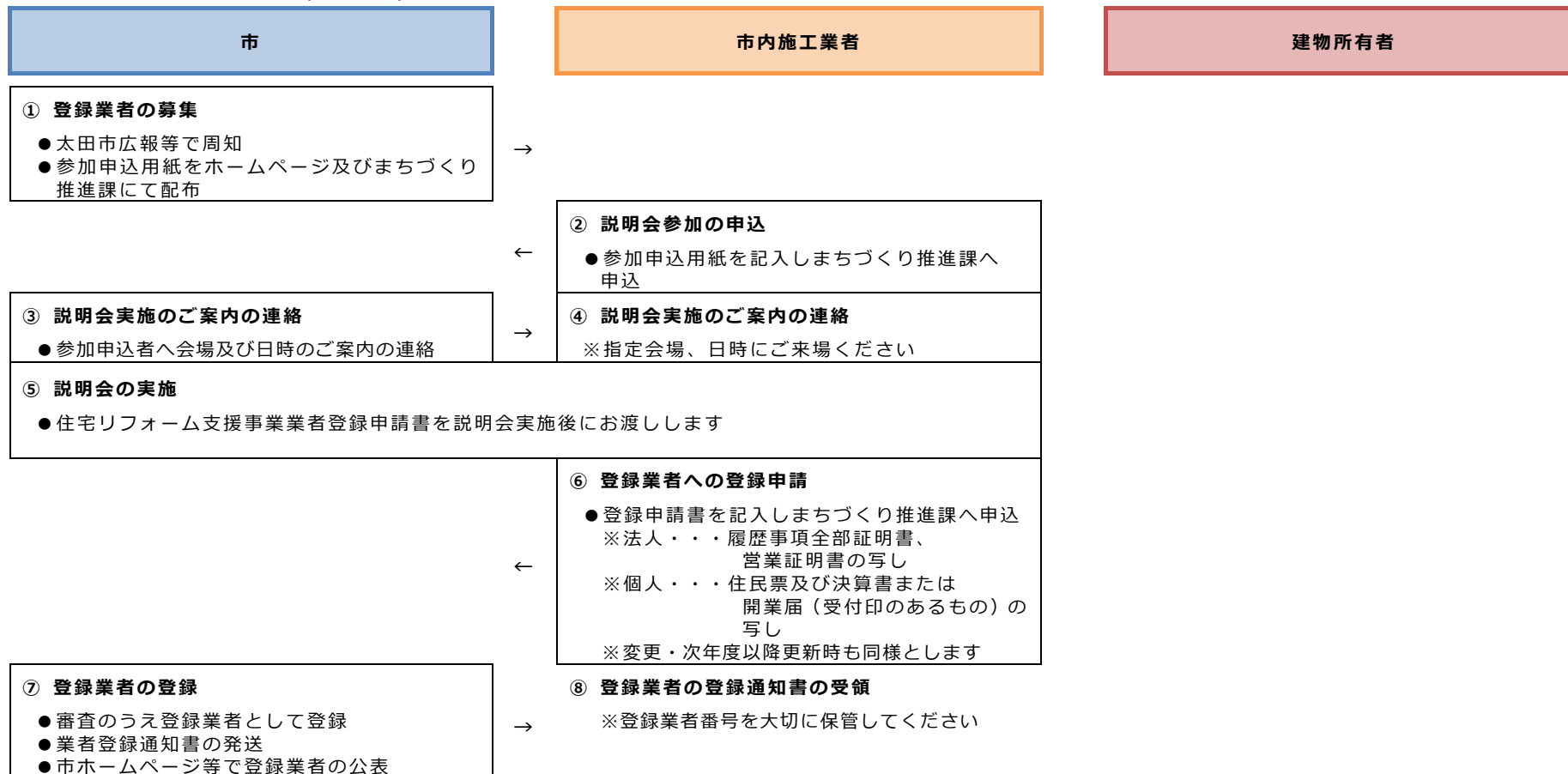
- ① 令和 3 年 6 月 14 日から令和 3 年 9 月 30 日までの開庁日
- ② 開庁日の 9 時から 12 時まで、13 時から 16 時までまちづくり推進課（市役所 7 階）にて受付

(4) その他

- ① 申請から完了報告提出までは、登録業者が行います
- ② 本事業は、リフォーム工事内容を制限するものではなく、行いたい工事のうち、補助対象と認められる部分に対して補助を行うものです
- ③ 複数の登録業者を利用した工事や工事時期がバラバラの場合であっても、年度内 1 回限りの申請となります
- ④ 予算に達し次第申請受付を終了します

2. 補助金交付申請から補助金受領までの流れ

(1) 住宅リフォーム支援事業登録業者への登録



※説明会受講後に登録申請書を提出していただくことで登録業者になることができます。

※登録業者とは、市内の施工業者であり、かつ、住宅リフォーム支援事業の主旨・制度を理解している業者のことです。

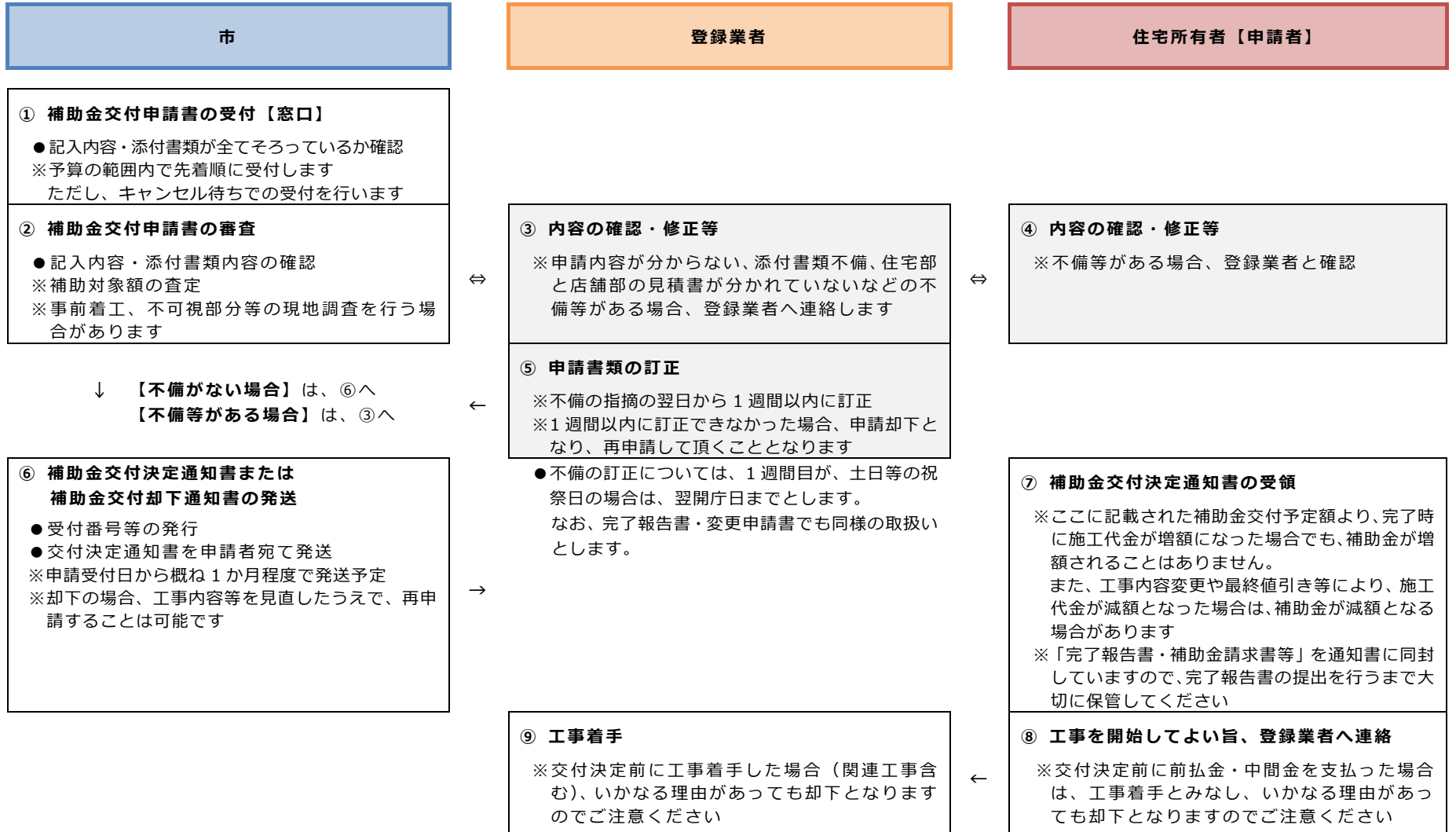
登録業者の施工品質等の良否を判断しているわけではありませんので、工事発注者とのトラブル等は、登録業者と工事発注者とで解決してください。

(2) 住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書の提出



※電話等での問合せに関しては、見積書・図面等の判断資料がないため、補助対象工事に該当するかの回答はできませんのでご了承ください。

(3) 申請書の受付から工事着手まで



※ 交付決定変更申請、対象工事中止申請を行わないものについては、「(4) 工事着手から完了報告書提出まで」へ

(4) 工事着手から完了報告書の提出まで

市

登録業者

住宅所有者【申請者】

① 工事着手

② 工事完了

- 工事完了後に精算払請求書を発行
※ 工事完了後は、必ず精算払請求書を発行してください（前払・中間金等の請求を除く）、

③ 工事代金の支払

- 工事代金の支払については、銀行振込等により第三者機関での支払が確認できるようにしてください
※ 受取人は登録業者名、振込人は申請者名で行ってください

④ 補助金完了報告書の必要書類の準備・作成・チェック

- 完了報告書の記入・押印
- 完了報告書に必要な添付書類の準備
 - ・ 対象工事の代金の支払に係る振込受付書または利用明細票の写し
※ 前払・中間金・精算払等、全ての振込受付書または利用明細票の添付が必要
 - ・ 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し
※ 前払・中間金・精算払等、全ての請求明細書の添付が必要
 - ・ 対象工事の施工箇所の施工後の写真（既存住宅火災警報器の写真含む）
※ 施工前写真と完了写真が対比できるようにまとめてください
 - ・ 住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第10号）
 - ・ 完了報告書チェックリスト

※ 振込受付書等に記載された受領日の翌日から15日以内に完了報告書を提出
 ※ 完了報告書の提出については、15日目が、土日等の祝祭日の場合は、翌開庁日までとします
 ※ 宛先・振込人の名が違う場合や15日以内に完了報告書の提出がなかった場合は、いかなる理由があっても補助の交付はできませんのでご注意ください

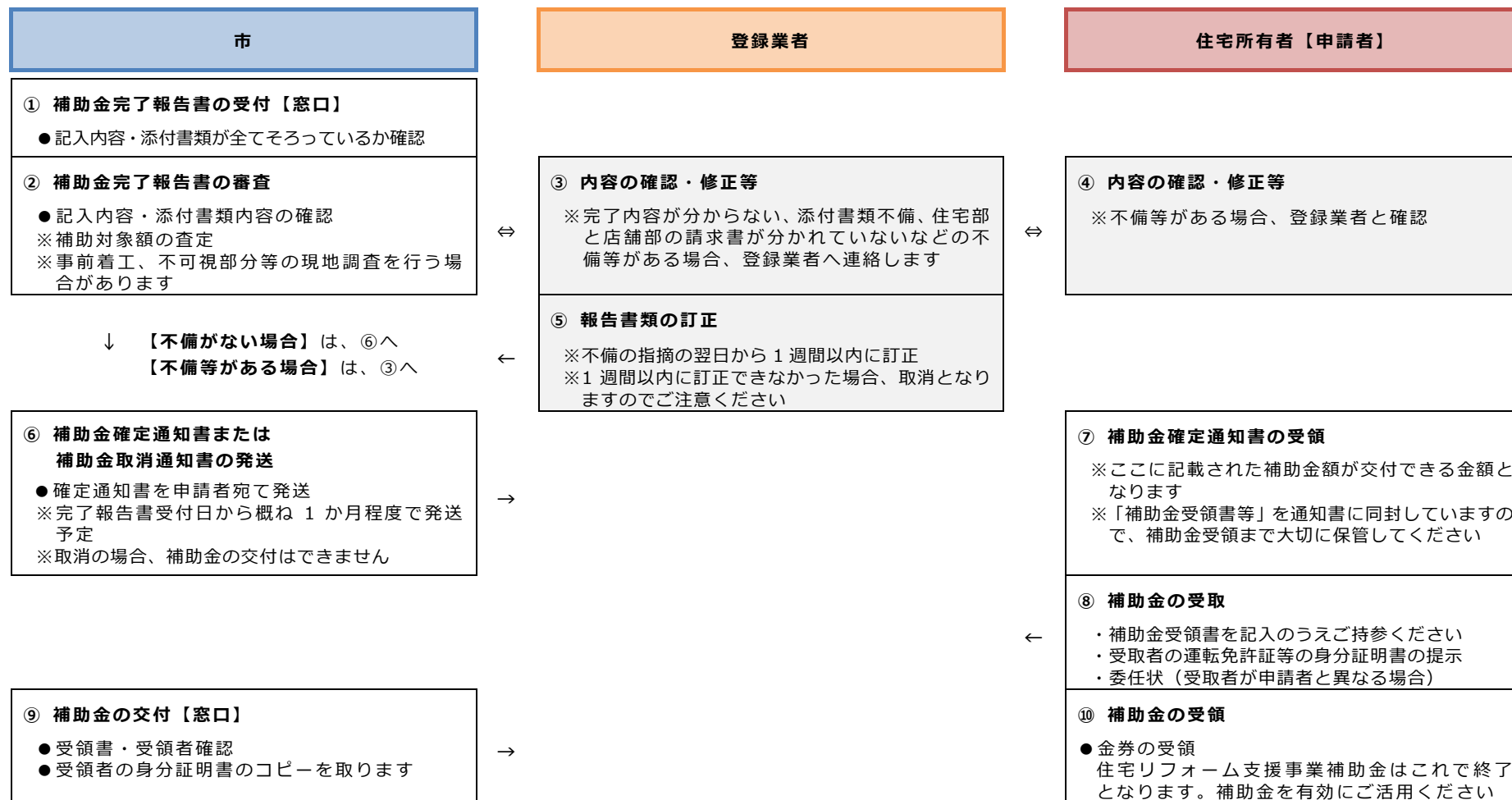
⑥ 補助金完了報告書の受付【窓口】

※ 振込用紙等に記載された受領日の翌日から15日以内のもののみ受付

⑤ 補助金完了報告書の提出

- 完了報告書+添付書類を添えてまちづくり推進課へ申請 ※ 登録業者が提出します

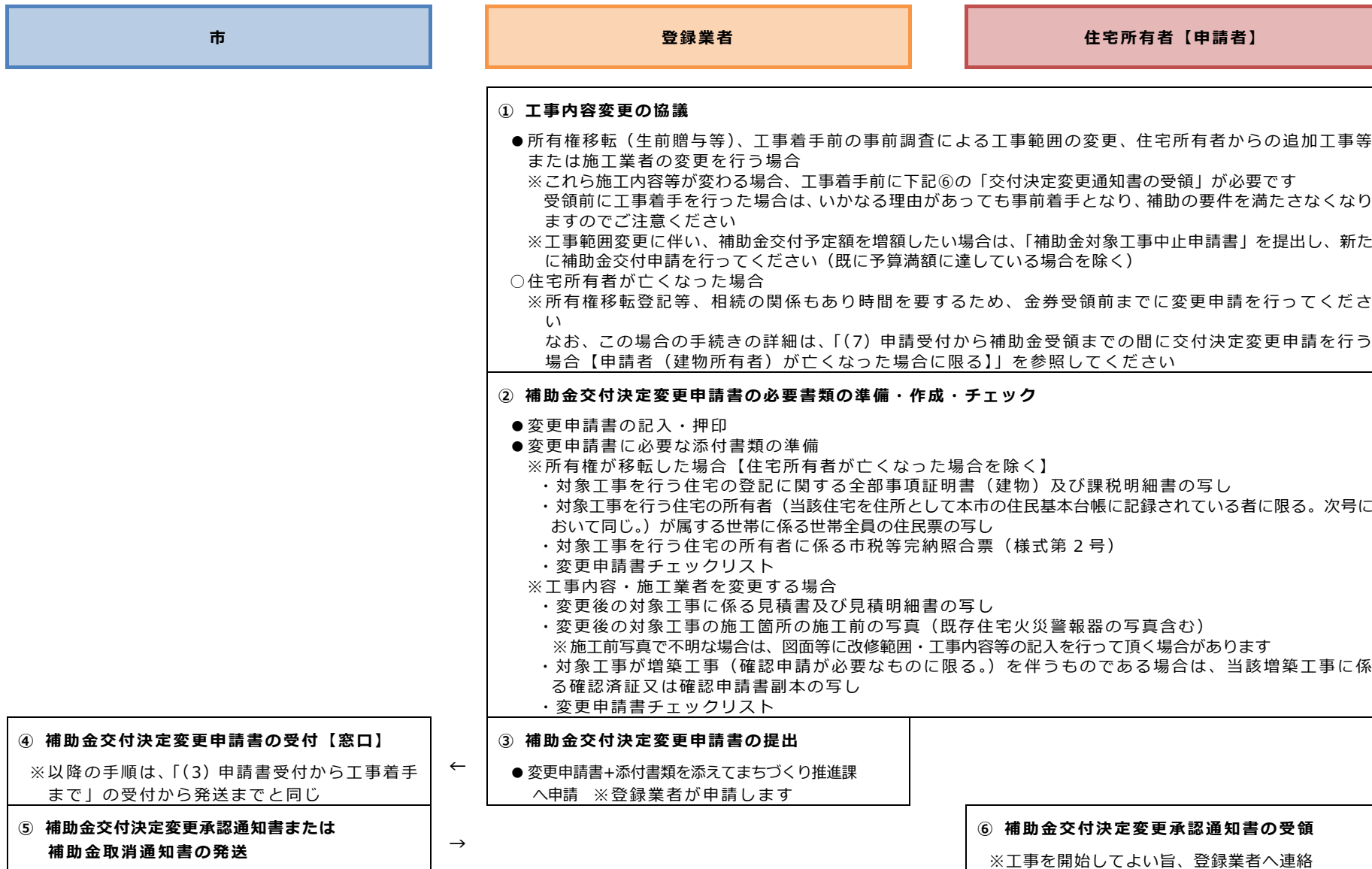
(5) 完了報告書の受付から補助金の交付まで



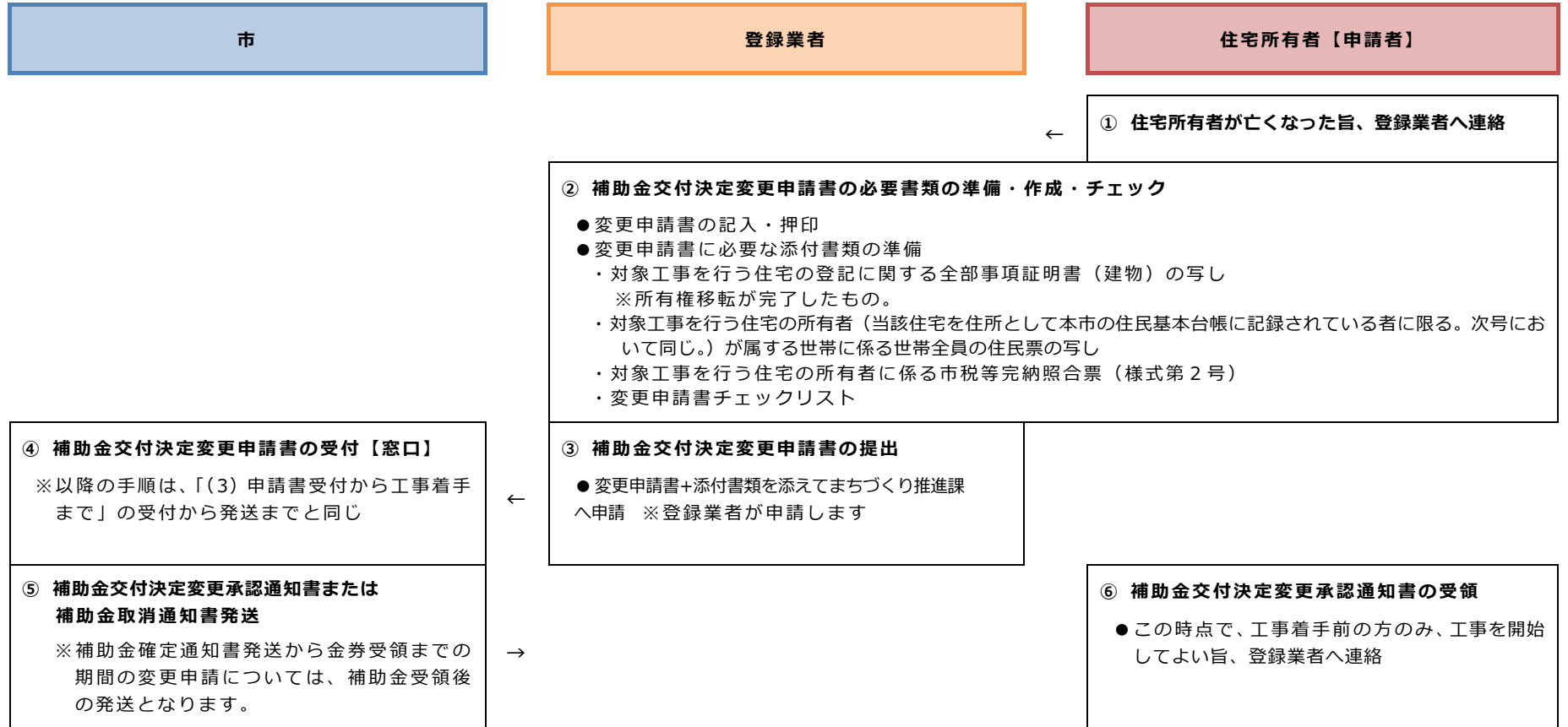
※ 次の①から③の優先順位での補助金受取のご協力をお願いします。

- ① 確定通知書に記載された、指定の場所、日時に申請者が補助金の受取にきてください。
- ② 指定日時に申請者が受取にこられない場合、代理人（申請書等で添付頂いた住民票に記載のある方など）の方が受取にきてください
- ③ 指定日時に申請者・代理人とも受取にこられない場合は、指定日を含む週内に受取にきていただきますので、住宅リフォーム専用電話番号：47-1955 まで事前にご連絡を頂き、受取日の相談を行ってください。

(6) 申請書の受付から工事着手までの間に交付決定変更の申請を行う場合【所有権移転、工事内容変更または業者変更等】

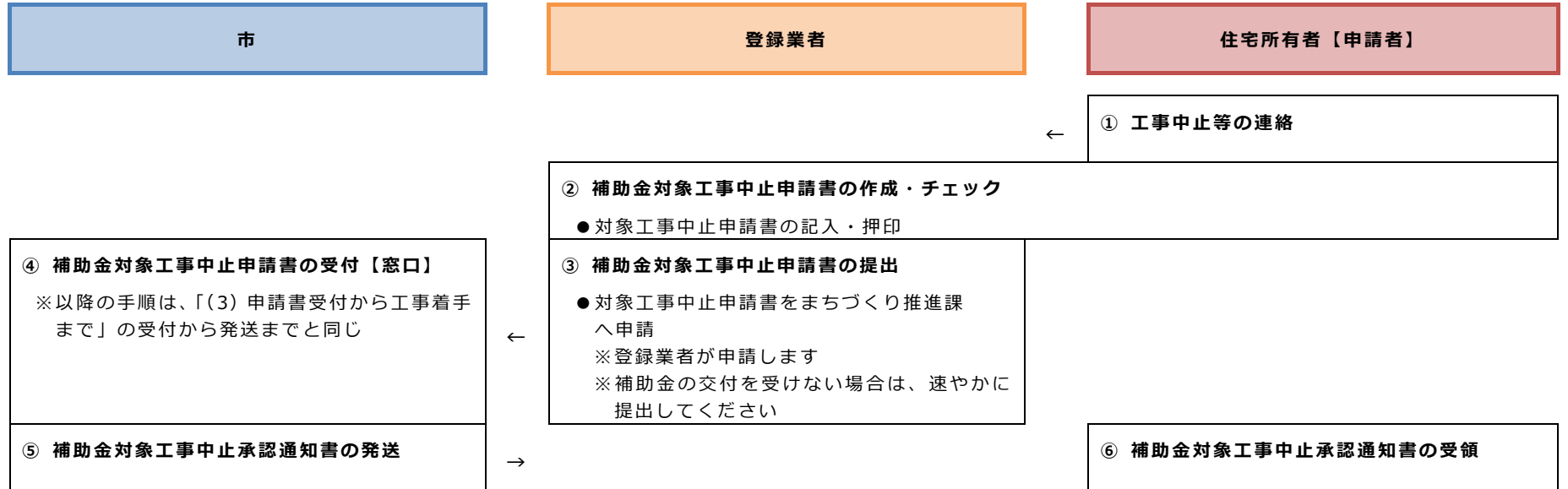


(7) 申請書の受付から補助金受領までの間に交付決定変更の申請を行う場合【申請者（建物所有者）が亡くなった場合に限る】



※リフォーム支援事業補助金申請の内容について協議を必要としますので、該当する場合、早急に住宅リフォーム支援事業窓口（47-1955）までご連絡ください。

(8) 申請書の受付以降に対象工事中止申請を行う場合



※工事範囲変更に伴い、補助金交付予定額を増額したい場合は、補助金対象工事中止承認通知書を提出し、新たに補助金交付申請を行ってください。

※予算の範囲内で交付申請書の受付を先着順で行います。

予算に達した以降は、キャンセル待ちでの受付を行う関係上、工事中止等の場合は速やかに提出してください。

※令和4年3月15日までに完了報告書が提出されなかった場合については、自動的に補助金取消通知書が発行され、補助金の交付はできなくなります。

※対象工事中止申請を速やかに行わず、かつ、完了報告書の提出もしなかった場合は、本事業を実施したとみなし、次年度以降の住宅リフォーム支援事業の要件（過去の住宅リフォーム支援事業での補助受領者）に該当するようになりますので、ご注意ください。

3. 申請者要件

【要件】

- ① 市内に住宅（集合住宅の専有する部分を含む）を所有していること
- ② 各住宅所有者の世帯全員に市税等の滞納が無いこと
- ③ 各住宅所有者が、リフォームを行う住宅に平成 31 年 3 月 31 日以前から継続して居住していること
- ④ 各住宅所有者が、平成 23 年度から令和 2 年度まで（過去 10 年以内）に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていないこと

上記①から④を満たし、次の（1）から（5）の所有形態により、申請者が変わりますのでご確認ください。




なお、①の所有権及び所有権割合の確認を建物の全部事項証明書（建物）で、②の滞納がないことを市税等完納照合票で、③の居住要件を世帯全員の記載のある住民票で確認します。

（1）単独建物を単独所有している場合




※1 軒の建物で 1 つの全部事項証明書（建物）があり、1 人の所有者がいる場合【1 軒の建物からみて 1 部の全部事項証明書（建物）を提出してください（増築等の部分がある場合は、別途増築部分も提出してください）】

- ①所有者名で申請してください。
- ②所有権割合は、100%となります。

【例 1】全ての要件を満たしている場合

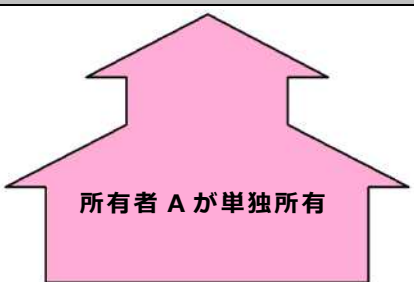


住宅	所有者 A	A の世帯
 <p>所有者 A が単独所有</p>	 夫	 妻 子 子 祖母
所有権割合	100%	-
市税等の滞納がない	ない	ない
継続居住している	している	-
申請者	所有者 A	
補助対象割合	100%	

【例 2】世帯が一部要件を満たしていない場合

住宅	所有者 A	A の世帯
	 夫	 妻 子 子 祖母
所有権割合	100%	-
市税等の滞納がない	ない	ある
継続居住している	している	-
申請者	①所有者 A（市税等の滞納を解消した場合） ②申請できません（市税等の滞納を解消しない場合）	
補助対象割合	① 100% ② 0%	

※要件不備部分を申請時点で解消していない場合、申請書の受取ができません。
 また、審査時点で発覚した場合は、却下となりますのでご注意ください。

【例 3】所有者が一部要件を満たしていない場合

住宅	所有者 A	A の世帯
	 夫	 妻 子 子 祖母
所有権割合	100%	-
市税等の滞納がない	ない	ない
継続居住している	していない	-
申請者	申請できません	
補助対象割合	0%	

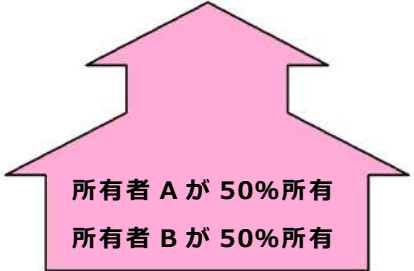





※申請時点で所有者が亡くなっている、単身赴任等で居住要件を満たさない場合など
 このような場合は、居住要件等を満たしたうえで、次回申請してください。

(2) 単独建物を複数人で所有している場合

※1軒の建物で1つの全部事項証明書(建物)があり、複数の所有者がいる場合【1軒の建物からみて1部の全部事項証明書(建物)を提出してください(増築等の部分がある場合は、別途増築部分も提出してください)】

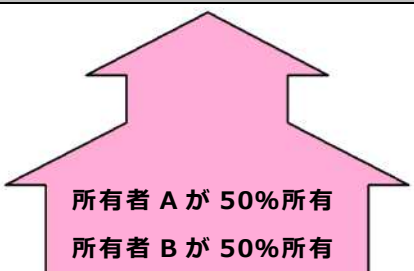





- ①補助に該当する所有者名で申請してください。
- ②所有権割合は、全部事項証明書(建物)に記載された割合となります。

【例1】全ての要件を満たし、複数人の所有者がいる場合

住宅	所有者 A	所有者 B	A・Bの世帯	
	 夫	 妻	   子 子 祖母	
所有権割合	50%	50%	-	
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	
継続居住している	している	している	-	
申請者	所有者 A または B			
補助対象割合	100%			

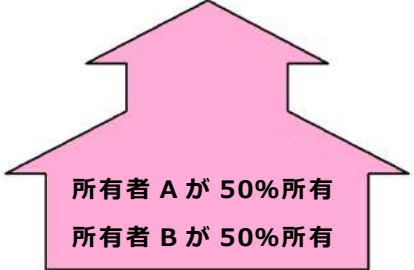
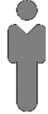
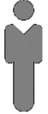
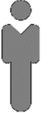

※年度内に複数の申請があった場合は、申請後者の方を却下とさせていただきます。

【例2】世帯が一部要件を満たさず、複数人の所有者がいる場合

住宅	所有者 A	所有者 B	Aの世帯	Bの世帯
	 夫	 長男	 妻	  子 妻
所有権割合	50%	50%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ある	ない
継続居住している	している	している	-	-
申請者	①所有者 A または B (市税等の滞納を解消した場合) ②申請できません (市税等の滞納を解消しない場合)			
補助対象割合	① 100% ② 0%			

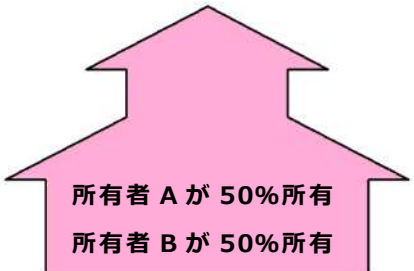




※要件不備部分を申請時点で解消していない場合、申請書の受取ができません。
また、審査時点で発覚した場合は、却下となりますのでご注意ください。

【例 3】所有者が一部要件を満たさず、複数人の所有者がいる場合

住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	50%	50%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	ない
継続居住している	している	していない	-	-
申請者	所有者 A			
補助対象割合	50%			

※申請時点で所有者が亡くなっている、単身赴任等で居住要件を満たさない場合など
 このような場合は、上記の通り、居住要件を満たしている所有者のみの申請となります。
 また、居住要件を満たしたうえで次回以降の住宅リフォーム支援事業に申請してください。

【例 4】所有者及び世帯が一部要件を満たさず、複数人の所有者がいる場合

住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	50%	50%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ある	ない
継続居住している	している	していない	-	-
申請者	①所有者 A（市税等の滞納を解消した場合） ②申請できません（市税等の滞納を解消しない場合）			
補助対象割合	① 50% ② 0%			

(3) 建物が二世帯住宅等の場合

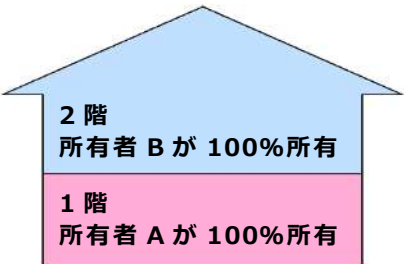




※1軒の建物で複数の全部事項証明書（建物）があり、複数の所有者がいる場合【1軒の建物からみて、工事の有無に関係なく、全て（複数分）の全部事項証明書（建物）を提出してください（増築部分等を含む）】

- ① 工事を行う場所を所有している所有者名で申請をしていただきますが、工事を行う場所に関係なく、建物からみて全ての所有者を申請書の住宅の所有者名に記入してください。
- ② 所有権割合は、全部事項証明書（建物）に記載された割合となります。

①の補足について

- ・リビング、台所、トイレなどのお部屋の場合は、工事を行う場所を所有している方が申請してください。
- ・屋根工事・外壁工事など、分けることのできない工事を行う場合は、どちらの所有権にも関係するため、代表の所有者で申請してください。
- ・別登記の複数人の所有者がいても、建物としては1軒のため、合計で最大20万円までの補助となります。

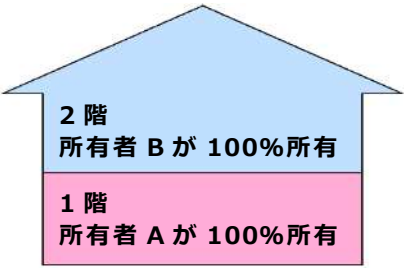




【例1】全ての要件を満たし、1階のリビングの改修を行う場合

住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
 <p>2階 所有者 B が 100% 所有</p> <p>1階 所有者 A が 100% 所有</p>	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	100%	100%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	ない
継続居住している	している	している	-	-
工事該当	する	しない	-	-
申請者	所有者 A			
補助対象割合	100%			

※原則この場合は、(1) 単独建物を単独所有している場合が準用されます。

※所有者 A の補助金交付申請書の「住宅の所有者名」に、所有者 B も記載し、所有者 B の全部事項証明書（建物）も添付してください。【例 2、例 3 の事例でも同様です】

【例 2】全ての要件を満たし、屋根の全面改修を行う場合

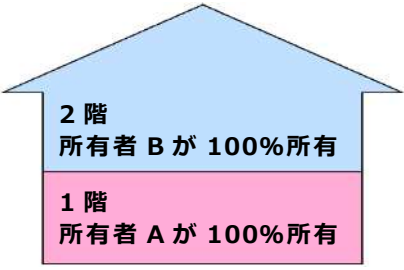




住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	100%	100%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	ない
継続居住している	している	している	-	-
工事該当	する	する	-	-
申請者	①所有者 A (建築面積の 60%) ②所有者 B (建築面積の 40%)			
補助対象割合	①+② = 100% 【合計 20 万円以内での補助】			

※上記例では建築面積で案分をしていますが、案分は合理的な方法で行います。

※上記例の改修等を行う場合は、補助金交付申請書は 1 つにまとめて申請してください。

※別々に申請された場合、後に申請された所有者の補助金交付予定額で調整させていただきます。

【例 3】全ての要件を満たし、2 階トイレ及び外壁の全面改修を行う場合

住宅	所有者 A	所有者 B	A の世帯	B の世帯
	 夫	 長男	 妻	 子 妻
所有権割合	100%	100%	-	-
市税等の滞納がない	ない	ない	ない	ない
継続居住している	している	している	-	-
工事該当	する	する	-	-
申請者	①所有者 A (外壁面積の 40%) ②所有者 B (外壁面積の 60%) + トイレ改修 100%			
補助対象割合	①外壁改修 40% ②外壁改修 60% + トイレ改修 100% ※①+② = 合計 20 万円以内での補助			

※上記例の改修等を行う場合は、補助金交付申請書は 1 つにまとめて申請してください。

※1 階リビングと 2 階トイレの改修を行う場合なども同様とします。

※別々に申請された場合、後に申請された所有者の補助金交付予定額で調整させていただきます。

(4) 集合住宅の専有する部分の場合

※1棟を所有している場合、または、1戸を所有している場合、所有権証明のため、関連する全ての全部事項証明書（建物）を提出してください【増築部分等がある場合は、別途増築部分も提出してください】

- ① 工事を行う場所の所有権のある所有者名で申請してください。
 - ② 所有権割合は、全部事項証明書（建物）に記載された割合となります。
 - ③ 所有者の専有割合に関する資料を提出してください。
- ※賃貸、貸家など所有権を持たない方は申請ができません。

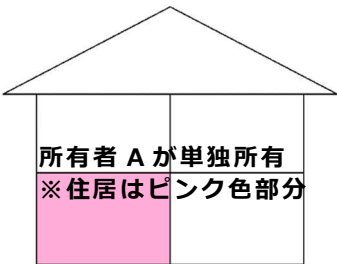



①の補足について

リビング、台所、トイレなどのお部屋の場合は、工事を行う場所を所有している所有者名で申請してください。

屋根工事・外壁工事など、住宅部分と賃貸部分などと分けることのできない工事を行う場合は、住宅部分の専有権のあるそれぞれの所有者名で申請してください。

※屋外通路・階段などの共用部分は、補助の対象とはなりません。

【例1】全ての要件を満たし、屋根の全面改修を行う場合

住宅	所有者 A	A の世帯	賃貸部分
	 夫	 妻	 入居者
所有権割合	100%	-	-
専有割合	25%		75%
市税等の滞納がない	ない	ない	-
継続居住している	している	-	-
申請者	所有者 A		
補助対象割合	25%		

※上記例では建築面積で案分をしていますが、案分は合理的な方法で行います。

※所有者が専有している住居部分のリビングの改修工事の場合、所有権割合 100%、専有割合 100%のため、補助対象割合が 100%となります。

※専有割合の証明のため、申請時に添付して頂く資料が多くなります。

(5) 店舗と住居が一体の建物の場合（併用住宅）

※個人の所有権証明のため、店舗部分が別登記であっても、1 棟の建物からみて全ての全部事項証明書（建物）を提出してください【増築等の部分がある場合は、別途増築部分も提出してください】

- ① 工事を行う場所の所有権のある所有者名で申請してください。
- ② 所有権割合は、全部事項証明書（建物）に記載された割合となります。
- ③ 所有者の専有割合に関する資料を提出してください。

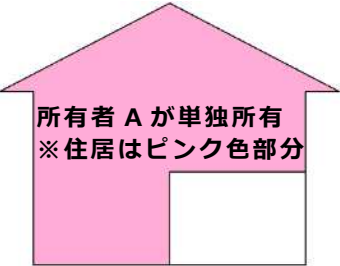



※店舗・営農用作業場など所有権があっても営利目的で使用している部分については申請ができません。

①の補足について

リビング、台所、トイレなどのお部屋の場合は、工事を行う場所を所有している所有者名で申請してください。

屋根工事・外壁工事など、住宅部分と店舗部分などと分けることのできない工事を行う場合は、住宅部分の所有者名で申請してください。

【例 1】全ての要件を満たし、屋根の全面改修を行う場合

住宅	所有者 A	A の世帯	店舗部分
	 夫	 妻	 お店等
所有権割合	100%	-	-
専有割合	75%		25%
市税等の滞納がない	ない	ない	-
継続居住している	している	-	-
申請者	所有者 A		
補助対象割合	75%		

※上記例では建築面積で案分をしていますが、案分は合理的な方法で行います。

※所有者が専有している住居部分のリビングの改修工事の場合、所有権割合 100%、専有割合 100%のため、補助対象割合が 100%となります。

※専有割合の証明のため、申請時に添付して頂く資料が多くなります。

※店舗とは、住居以外の営利目的部分等であり、お店、事務所・倉庫などが該当します。

※店舗でなくなったことを証明できれば、住居部分として取り扱うことができます。

この場合は、廃業届、決算書等を根拠書類として提出して頂きます。

4. 建物要件

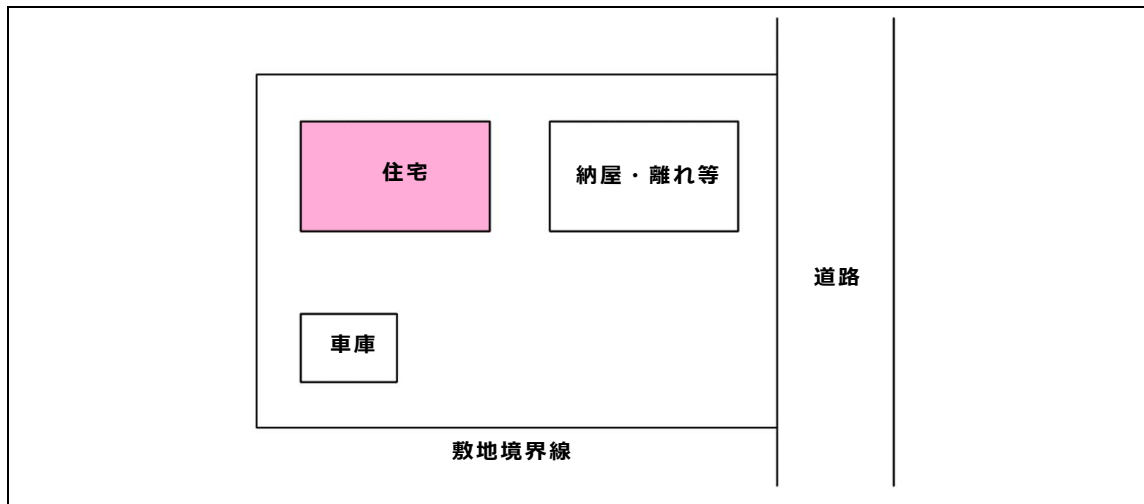
【要件】

- ① 平成 23 年 3 月 31 日以前に建設した建物であること
- ② 住宅に住宅用火災警報器が設置されている。または、設置すること
- ③ 居住している住宅（母屋）のみのリフォーム工事が対象となります
- ④ 平成 23 年度から令和 2 年度まで（過去 10 年以内）に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていない建物であること

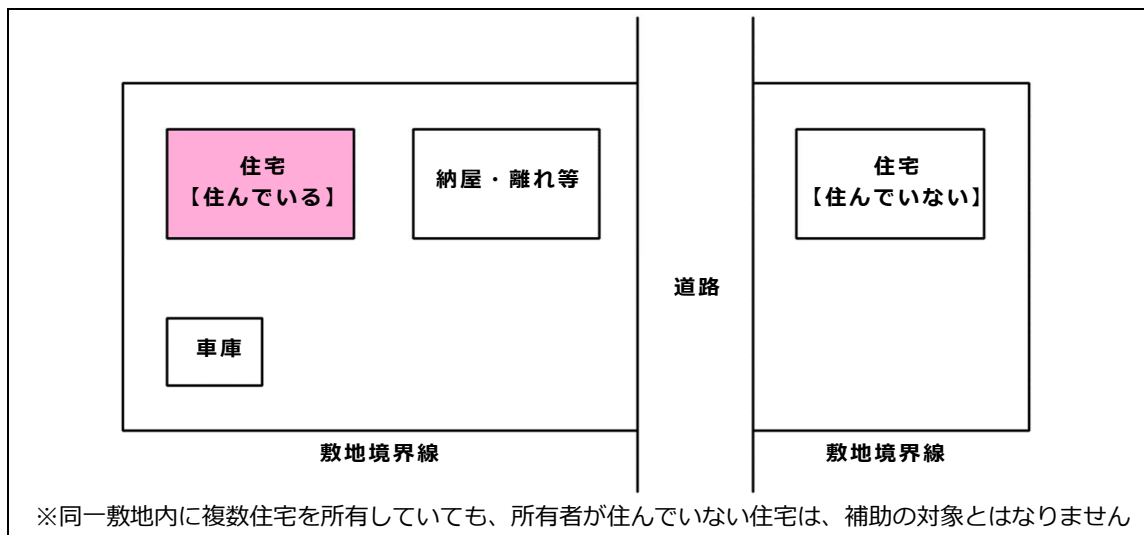
上記①から④を満たし、次の（1）から（5）の建物形態のうち、申請できる建物部分が変わりますのでご確認ください。※申請できる建物をピンク色としています。なお、①の築年数の確認を建物の全部事項証明書（建物）で、②の住宅火災警報器の確認を写真等で、③の住宅の確認を建物の全部事項証明書（建物）及び課税明細書で、居住の確認を世帯全員の記載のある住民票で確認します。

同一敷地内に複数の建物がある場合や併用住宅の場合など、案内図、配置図、住宅の専有率の確認ができる改修図面等を準備して頂く場合があります。

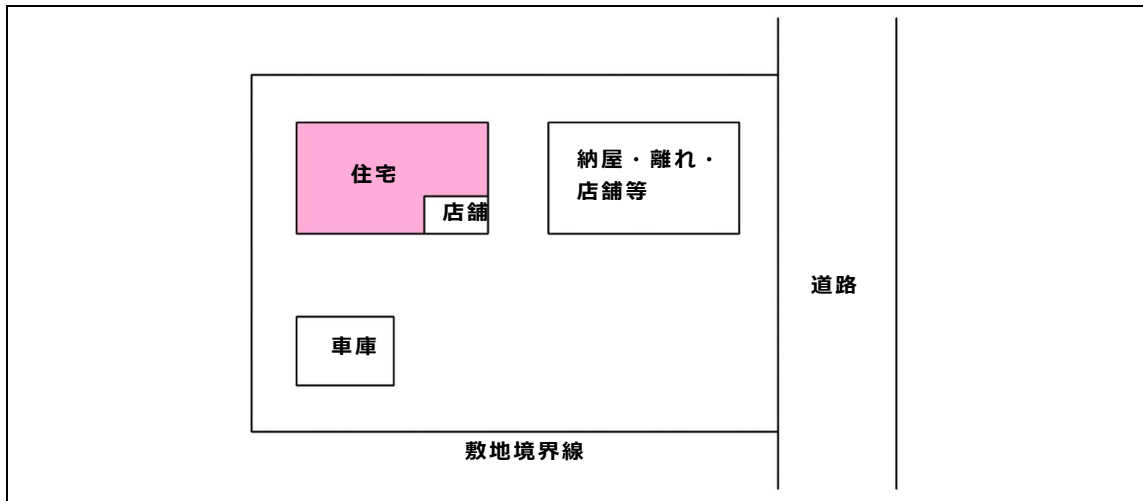
（1）一戸建て（専用住宅）、同一敷地内に複数の建物ありの場合



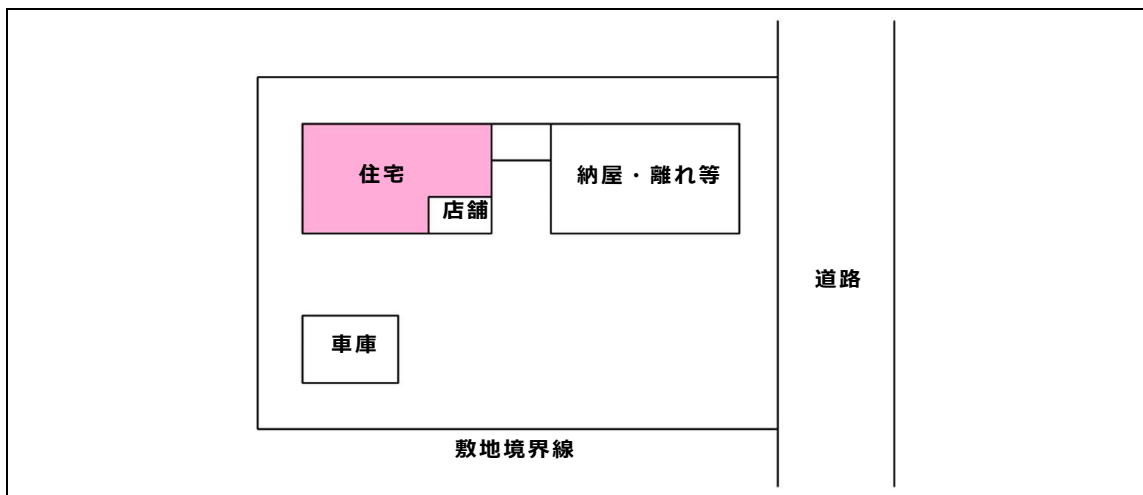
（2）一戸建て（専用住宅）、複数敷地に複数の建物ありの場合



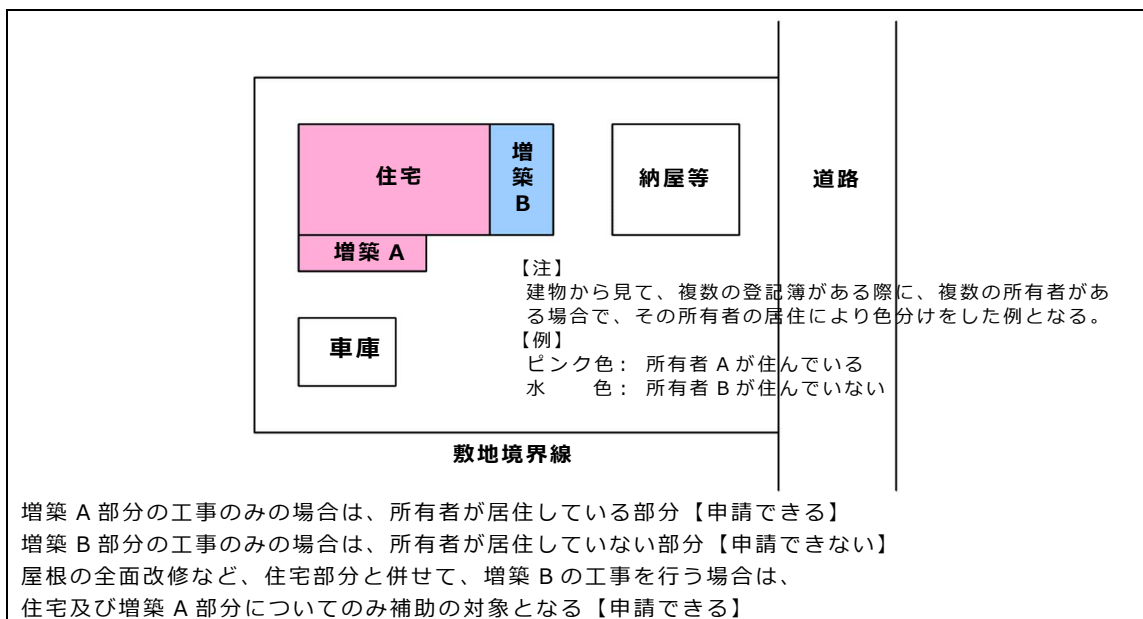
(3) 一戸建て（併用住宅）の場合



(4) 一戸建て（専用・併用住宅）が納屋等と連結している場合



(5) 一戸建て（専用・併用住宅）で増築をしている場合



※上記（1）から（5）に集合住宅の専有する部分も準じます。

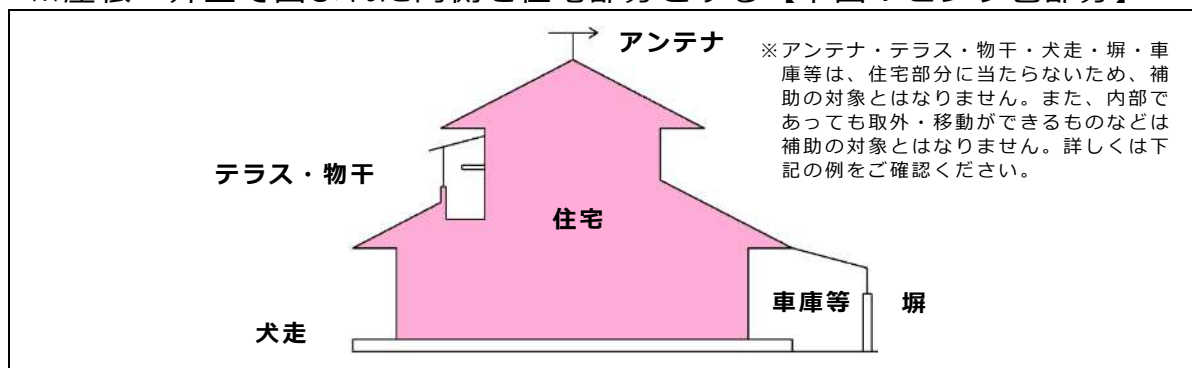
5. 補助対象工事

【対象工事】

限られた予算の範囲内で、最大限の住宅所有者（市民）の居住環境の向上を図るため、居住している住宅部分の工事のみを対象とします。

【住宅部分と見なす判断基準】

※屋根・外壁で囲まれた内側を住宅部分とする【下図：ピンク色部分】



(1) 補助対象と認められる工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替・棟瓦の積直・破風・雨樋改修 ※住宅と同一構造体の下屋・霧除けは対象となります
防水	ウレタン防水・FRP防水・シート防水・シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修 ※住宅と同一構造体の袖壁・玄関ポーチ柱は対象となります
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替、表替、裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認済証又は確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器（一体型の場合手洗含む）・洗濯器パンの更新・新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記水回工事であっても部分改修は認められません。一式のシステムとして交換等を行ってください
電気	住宅火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等 諸経費、値引き、消費税は支払総額のうち、補助対象工事費分のみ認められます。

(2) 補助対象と認められない工事の具体例

工事区分	工 事
屋根	日除け、テラス、テントに関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製庇、後付けの下屋等は対象外となります
外壁	物干類、広告塔や広告看板に等に関する工事等 ※住宅と同一構造体でないアルミ製目隠し等は対象外となります
建具	鍵・戸車・取手・クローザーの交換のみ
内装	カーテン及びカーテンレール、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造付以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等
	シロアリ対策の防腐防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロのみ、浴槽のみ、水栓のみ、温水洗浄便座のみ、太陽熱温水器、給湯器等の機器本体交換及びそれに関連する配管等
	コンセントのみ、ブレーカーのみ、換気扇のみ、冷暖房機器等、照明器具、アンテナ、テレビ、インターフォン、太陽光発電等の機器本体交換及びそれに関連する配線等
外構・外廻	母屋以外の住宅、物置、車庫等
	犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺・照明、玄関ポーチ（屋外の部分）、植栽等
	屋外配管・配線、浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	設備工事を主目的とした建築工事 ※補助対象工事となる水回・電気工事は除く
	引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング等
	設計費用、各種調査費及び調整費、収入印紙代、振込手数料、東京電力等申請費用、補助金申請手数料、補助金申請添付書類取得費用等
	同一箇所の工事で、市の他の制度による補助金等の交付を受けようとするもの、又は受けているもの
	平成 23 年度から令和 2 年度まで（過去 10 年間）の間で住宅リフォーム支援事業補助金を受けている住宅の工事
	同一年度内に同一人、同一住宅から複数の申請があった場合

※複数の登録業者を元請として使用する工事の場合は、まとめて頂き 1 申請で行ってください。

(3) その他補助対象と認められない具体例等

区 分	内 容
所有者要件	所有者が居住していない住宅等
施工業者要件	登録業者を使用しない工事（所有者自らが行う工事も含む）
工事要件	補助金交付決定前に工事着手したもの
	リフォーム工事を主目的としないもの 例：蜂の巣駆除に伴う軒天改修等
	補助対象額が税込 10 万円未満のもの
	令和 4 年 2 月 28 日までに工事及び支払が完了しなかったもの

※補助金交付決定時点で要件を満たし、補助申請のできるものでも、完了報告書提出の時点までに要件不備になった場合は、補助の対象とはなりません。

6. 補助金交付申請

【申請時概要】

- ① 申請者・建物及び登録業者要件[※]、補助対象工事を確認のうえ、補助の要件を全て満たしているものについて、補助の申請を行ってください。
※【登録業者要件】については、業者登録がトクブック（1ページ）を参照
- ② 補助の対象となるかの判断が難しいほか、特に併用住宅の場合には、必ず図面等の資料を添えて住宅リフォーム支援事業窓口まで登録業者がお問い合わせください。
- ③ 申請に必要な添付書類が全てそろった状態で受付します。
- ④ 申請後に発行される補助金交付決定通知書が発行された日以降に工事着手するものが申請できません。部分的であっても工事着手（緊急を要する工事等も含む）したのものについては申請できません。
※例として、外壁塗装工事で、塗装は行っていないが足場を組んでしまった場合などは、部分的な工事着手とみなし申請することができません。また、申請を行っても却下となりますので、ご注意ください。
- ⑤ 申請書裏面の同意部分について、申請者が直筆等困難な場合は、申請者の同一世帯の方、または、家族の方が代理で署名・捺印してください。併せて、代理の方の氏名・住所・連絡先・申請者との続柄を申請書空白部分に記入のうえ捺印してください。（完了報告書等も同様にしてください）

【補助金交付申請に必要な添付書類】

- ① 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書（建物）及び課税明細書の写し
- ② 対象工事を行う住宅の所有者（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号において同じ。）が属する世帯に係る世帯全員の住民票の写し
- ③ 対象工事を行う住宅の所有者に係る市税等完納照合票（様式第2号）
- ④ 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し（登録業者の社印や代表印等が押印されているもの）
- ⑤ 対象工事の施工箇所の施工前の写真（既存住宅火災警報器の写真含む）
- ⑥ 対象工事が増築工事（確認申請が必要なものに限る。）を伴うものである場合は、当該増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し
- ⑦ 申請書チェックリスト
※申請書一式の写しを、登録業者または申請者で保管してください。
※いかなる理由でも、申請書及び添付書類の返却、コピーサービスはできませんのでご了承ください。

【申請後の注意点】

- ① 補助金交付申請後に交付決定通知書を概ね1か月程度で申請者へ発送します。交付決定通知書には、受付番号、補助金交付予定額の記載がありますので、申請者に大切に保管するよう伝えてください。
併せて、交付決定通知書に同封して、完了報告に使用する書類もお送りいたしますので、完了報告まで無くさないように大切に保管するよう伝えてください。
- ② 交付決定後に工事の着手が可能になりますので、申請者から通知が到着した旨の連絡を頂けるように協力体制を構築してください。
※交付決定通知書が到着するまで工事は行わないように注意してください。
- ③ 変更申請、対象工事中止申請が必要になった場合は、早めにご相談ください。

【申請書記入例】



申請者認印
(シヤチハタ不可)

2021年6月15日

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書

(宛先) 太田市長

認印
(シヤチハタ不可)

改修を行う建物側から見た場合、二世帯住宅等で複数の所有者がいるときは、1申請として提出してください
※複数の全部事項証明書(建物)がある場合

(申請者) 郵便番号 〒373-8718
住所 太田市浜町 2-35
フリガナ名 ニッタ タロウ
氏名 新田 太郎
電話番号 0276-47-1955
携帯番号 070-47-1955
(窓口に行く人) 登録業者番号 100

間違いの無いよう正確に記載して下さい
△△建設(株)
オオタ タロウ
太田 太郎
0276-47-1955



△△建設(株)
会社之印

【個人事業者の場合】
法人名等 ○□ 建設
○× 次郎



全部事項証明書(建物)の所在を記入

住宅リフォーム支援事業補助金の交付を希望するので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、住宅リフォーム支援事業補助金は太田市金券で交付されることを承諾します。

様式第1号(第6条関係)

住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町 2-35		住宅のみ・・・専用住宅 住宅+店舗等・・・併用住宅 マンション等・・・集合住宅 ※課税明細書に記載あり
行政地区名	太田 地区		
住宅の種別	■一戸建て住宅(□専用住宅・■併用住宅) □集合住宅		
住宅の建築年	昭和50年(1975年)5月1日		全部事項証明書(建物)の建築年を記入
住宅の所有者名	1	2	所有者名・所有権割合は、全部事項証明書(建物)の所有者・持分を記入 ※二世帯住宅など所有者が複数いる場合は、全員の名前を記入してください
	新田 太郎	新田 花子	
所有権割合	50%	50%	専有割合は、併用住宅や集合住宅の場合に居住部分の割合を図面等から算出してください ※建築面積比、施工範囲比 ※複数の全部事項証明書(建物)がある場合も専有面積/全体面積で計算してください
住宅専有割合	50%	50%	
滞納の有無	なし	なし	滞納の有無は、市税等完納照合票に押印されれば「なし」となります
継続居住の有無	あり	なし	
補助対象割合	25%	0%	継続居住の有無は、住民票の住民となった年月日または転入年月日の新しい方で判断
補助対象割合計	25% . . . ①		
各所有者の補助対象割合の合計を記載			
所有権割合×住宅専有割合で計算します ※「%」表示かつ小数点切捨て ※滞納有または継続居住無の場合、0%			

	No.	1	2	3		
施 工 業 者	登録業者番号	100	500			
	法人名等	△△建設(株)	〇〇内装			
工事期間(予定)	着工年月日	2021年9月1日		予定日を記入		
	完成年月日	2021年9月23日				
他の補助金の利用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(補助金の名称)		他補助金等の情報を記入		
過去の住宅リフォーム補助金受給の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(受給年度 <input type="checkbox"/> H23、 <input type="checkbox"/> H25、 <input type="checkbox"/> H27、 <input type="checkbox"/> H29、 <input type="checkbox"/> H30、 <input type="checkbox"/> R1、 <input type="checkbox"/> R2)				
10m ² を超える増築の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(<input type="checkbox"/> 確認済証、 <input type="checkbox"/> 確認申請書副本)		設置されていないと補助の対象とはなりません		
住宅火災警報器設置の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(<input checked="" type="checkbox"/> 本補助金で設置する <input type="checkbox"/> 本補助金で設置しない)				
工 事 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根	防水	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁	建具	内装	<input checked="" type="checkbox"/> 塗装
	タイル	畳	増築	構造	水回	電気
工 事 内 容	屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装			補助対象と認められる工事の具体例の工事区分の中から申請する改修工事に該当する工事区分に○ 工事内容を具体的に記入		
総 工 事 費	756,000 円 (税込)・・・見積額の合計					
補助対象工事費	540,000 円 (税込)・・・②					
補助対象額	135,000 円 (税込)・・・②×①・・・③					
補助金交付申請額	40,000 円 ③×30% (千円未満切捨) かつ 20万円以下					
添付書類						
(1) 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書(建物)及び課税明細書の写し (2) 対象工事を行う住宅の所有者(当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号において同じ。)が属する世帯に係る世帯全員の住民票の写し (3) 対象工事を行う住宅の所有者に係る市税等完納照合票(様式第2号) (4) 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し (5) 対象工事の施工箇所の施工前の写真 (6) 対象工事が増築工事(確認申請が必要なものに限る。)を伴うものであ、当該増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し (7) 申請書チェックリスト						

(注) 以下についても必ず記入し、押印してください。

※住宅リフォーム支援事業に係る交付申請書の提出を登録業者に委任します。また、住宅リフォーム支援事業に係る審査のために必要がある場合は、太田市職員が私及び世帯員の住民登録の状況、市税等の納入状況、住宅の状況等を調査することに同意します。

住 所 太田市浜町 2-35

氏 名 新田 太郎



【裏】

【添付書類の準備】

(1) 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書（建物）及び課税明細書の写し

①-1. 全部事項証明書（建物）を法務局太田支局で取得

※赤枠を記入して、全部事項証明書（建物）1通を取得してください。

不動産用 **登記事項証明書 登記簿謄本・抄本 交付請求書**

※太枠の中に記載してください。

窓口に來られた人 (請求人)	住所 太田市浜町 2-35					収入印紙欄
	フリガナ					収入 印紙
	氏名 新田 太郎					
※地番・家屋番号は、住居表示番号(○番○号)とはちがいますので、注意してください。						
種別 (√印をつける)	郡・市・区	町・村	丁目・大字 字	地番	家屋番号 又は所有者	請求 通数
1 <input type="checkbox"/> 土地						
2 <input checked="" type="checkbox"/> 建物	太田市	浜町		2-35		1
3 <input type="checkbox"/> 土地						
4 <input type="checkbox"/> 建物						
5 <input type="checkbox"/> 土地						
6 <input type="checkbox"/> 建物						
7 <input type="checkbox"/> 土地						
8 <input type="checkbox"/> 建物						
<input type="checkbox"/> 財団 (□目録付) 9 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他						
※共同担保目録が必要なときは、以下にも記載してください。 次の共同担保目録を「種別」欄の番号 _____ 番の物件に付ける。 <input type="checkbox"/> 現に効力を有するもの <input type="checkbox"/> 全部(抹消を含む) <input type="checkbox"/> () 第 _____ 号						
※該当事項の□に√印をつけ、所要事項を記載してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 登記事項証明書・謄本 (土地・ 建物) 専有部分の登記事項証明書・抄本 (マンション名 _____) <input type="checkbox"/> ただし、現に効力を有する部分のみ (抹消された抵当権などを省略) <input type="checkbox"/> 一部事項証明書・抄本 (次の項目も記載してください。) 共有者 _____ に関する部分 <input type="checkbox"/> 所有者事項証明書 (所有者・共有者の住所・氏名・持分のみ) <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 共有者 _____ <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿 <input type="checkbox"/> 合筆、滅失などによる閉鎖登記簿・記録 (_____ 年 _____ 月 _____ 日 閉鎖)						
交付通数	交付枚数	手	数	料	受付・交付年月日	

改修を行う建物側から見て、二世帯住宅などで複数の所有者がある場合や増築部分等がある場合は、全ての登記事項証明書（建物）を取得してください。

収入印紙は割印をしないでここに貼ってください。
(登記印紙も使用可能)

(乙号・1)

①-2. 全部事項証明書（建物）

※赤枠部分にて、所有権、所有権割合、建築年等の確認を行います。

所有者が亡くなっている、実際の所有権が移転しているなどの場合、全部事項証明書（建物）の所有権移転登記をしてから申請をしてください。

※未登記の場合は、登記を行ってから申請してください。

※全部事項証明書（建物）は、3ヶ月以内のものが有効です。

表 題 部		（主である建物の表示）		調製	余白	不動産番号
所在図番号	余白	平成 23 年 3 月 31 日以前であること				
所 在	太田市浜町 2-35					
家屋番号						余白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積		㎡	原因及びその日付【登記の日付】	
居宅	木造スレートぶき2階建	1階	6	27	昭和 50 年 5 月 1 日新築 【昭和 52 年 12 月 24 日】	
		2階	5	41		
所 有 者	太田市浜町 2-35 持分 2 分の 1 新田太郎 太田市浜町 2-35 持分 2 分の 1 新田花子					
権 利 部（甲 区）（所有権に関する事項）						
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号		権 利 者 そ の 他 の 事 項		
1	所有権保存			共有者 太田市浜町 2-35 持分 2 分の 1 新田太郎 太田市浜町 2-35 持分 2 分の 1 新田花子		

改修を行う建物として見た場合、その建物を構成している全ての全部事項証明書（建物）の添付をしてください。

ここに記載された所有者全員の世帯全員が記載された住民票の写し、所有者全員の市税等完納照合票（世帯も含む）を取得してください。
※ここに記載された所有者の住所と住民票の住所が違う場合、住民票の住所が優先されます。

提出日の 3 ヶ月以内

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

2021 年 5 月 29 日

前橋地方務局太田支局
登記官
務 一 郎

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
整理番号
1 / 1

(2) 対象工事を行う住宅の所有者（当該住宅を住所として本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。次号において同じ。）が属する世帯に係る世帯全員の住民票の写し

②-1. 建物所有者全員の住民票を太田市市民課（本庁舎 1F）、各行政センターまたは東西各サービスセンターで取得してください。

※赤枠を記入して、④住民票 1 通を取得してください。

※太田市外に住まわれている方の住民票は添付の必要はありません。

【例：本人申請の場合】

住民票の写し等の交付請求書		Resident Record Issuance Form "Juminhyo" etc. Pedido de Emissão do Atestado de Residência "Juminhyo" e Outros.		受付	確認	交付	
(宛先)太田市長 ※本枠内を記入してください。 Person coming to apply. Pessoa que veio realizar o pedido.							
① 窓口に来た方	住所 Address Endereço	太田市浜町 2 番 35 号		令和 年 月 日			
	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	新田 太郎		②との関係 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同世帯の人 <input type="checkbox"/> その他の人() その他の人は④を必ず記入してください。			
			生年月日 Date of Birth - Data Nasc. (ano/mês/dia)	大正 昭和 平成 西暦 45 年 5 月 1 日			
② 必要な住民票	あなたの証明が必要ですか？必要な方の住所と氏名を記入してください。 Whose resident record do you need? De quem é o Atestado de Residência que necessita?			どの証明が必要ですか？			
	住所 Address Endereço	①の住所と同じ・Same as ①・Idem ①		世帯全員 Resident Record (all household members) Atestado de Residência Familiar	1 通		
	特別に証明に記載したいものにレ点してください。レ点した場合、④を必ず記入してください。			個人(別用紙) Individual Resident Record (separate form) Atestado de Residência Individual (doc. separado)	No. 通		
	No. 1	フリガナ 氏名 Name/Nome completo	①の氏名・生年月日に同じ Same as ①・Idem ①	生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	個人(組記載) Individual Resident Record (one form) Atestado de Residência Individual (num. doc.)	
	No. 2	フリガナ 氏名 Name/Nome completo		生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	No. 通	
No. 3	フリガナ 氏名 Name/Nome completo		生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	除票(転出・死亡) Proof of withdrawal of RR/Move out of City/Occasly Atestado de Residência do Reg. de Residência (Ausência of fora da cidade / Óbitos)		
No. 4	フリガナ 氏名 Name/Nome completo		生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	記載事項証明書 Certificate showing info. recorded on RR Certificado de Informações Registradas no Reg. de Residência		
No. 5	フリガナ 氏名 Name/Nome completo		生年月日 大 昭 平 令 西 暦 年 月 日	<input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	No. 通		
③ 記載するもの	手続きによって必要な場合があります。証明に記載したいものにレ点してください。						
	<input type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 全部省略 (世帯主続柄・本籍筆頭者・外国人事項)		<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者		<input type="checkbox"/> 外国人事項 <input type="checkbox"/> 全部記載		
	<input type="checkbox"/> Show everything <input type="checkbox"/> Omit everything <input type="checkbox"/> Menção Total <input type="checkbox"/> Omissão Total		<input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 在留カード等番号 <input type="checkbox"/> 在留資格・在留期間等・在留期間の満了日		<input type="checkbox"/> 30条45規程区分		
④ 使いみち	使いみち・提出先を具体的に記入してください。(代理人・特別記載請求者・除票請求者は必ず記入してください。) <input type="checkbox"/> 運転免許 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> 車登録 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 扶養申請 <input type="checkbox"/> 入国管理局 その他(下記に記入してください。)						
	<input type="checkbox"/> Diretor/Visa/Câmbio de moedas; <input type="checkbox"/> Registração/Registo; <input type="checkbox"/> Vôto/ Registro no Registro de votos; <input type="checkbox"/> Pensão/Família; <input type="checkbox"/> Dependent Applicant/Requerimento dependente; <input type="checkbox"/> Direito/registro/imigração; <input type="checkbox"/> Outro (veja lista no Anexo à seguir)						
⑤ 法人請求者	請求者が法人の場合のみ、①に窓口に来た方の必要事項を、⑤に法人の必要事項を記入してください。						
	所在地 Location Endereço	電話番号・Tel. No. - No. Tel. ()					
	法人名 Corporation Nome Empresa	代表者名 Representative's name - Nome Representante (印)					
窓口請求時の必要書類 ※請求者が代理人の場合、窓口に来た方の本人確認書類に加えて、住民票が必要な方本人からの委任状が必要です。 ※請求者が法人の場合、窓口に来た方の本人確認書類に加えて、下記の書類が必要です。 1. 契約を証する書面(原本又は原本復写した写し) 2. 窓口に来た方が社員の場合：法人からの委任状又は社員証(顔写真付きのもの) 窓口に来た方が代表者の場合：代表者事項証明書の代表者の資格を証する書面(発行日から3カ月以内のもの)				本人確認について ※窓口に来た方の本人確認のため、官公署の発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)1点又は、顔写真無しの身分証明書(保険証等)2点をこの請求書と共に提示してください。			
係員処理欄 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 聞き取り <input type="checkbox"/> その他() ※委任状あり ※偽りその他不正手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。(住民基本台帳法第46条) ※Persons who received issuance through false reports or other unlawful means shall be punished by a fine not exceeding ¥300,000. (Article 46 of Basic Resident Registration Act) ※Aquele que adquirir indevidamente o documento, através de informações falsas ou outros meios ilegais, será penalizado com uma multa de até 300.000 reais (art. 46 da Lei do Livro do Registro Básico de Residente).							

※代理で取得される場合は、裏面の委任状部分も記載してください。

②-2. 全部事項証明書（建物）に記載されている建物の各所有者の世帯全員が記載された住民票の写し

※赤枠部分にて、現にリフォームを行う住宅に居住しているか、その住宅に平成31年3月31日以前から居住しているかの確認を行います。

※住民票は、3ヶ月以内のものが有効です。

【例：建物所有者2名（夫・妻）が同一世帯の場合】

群馬県太田市		住民票	
世帯主	新田 太郎	住所	太田市浜町 2-35
転出			
氏名	新田 太郎	性別	続柄
***		生年月日	住民となった年月日 平成16年2月1日
前住所	住宅所有者		
本籍		住民票コード	省略
*****		個人番号	省略
*****		*****	省略
備考			
氏名	新田 花子	性別	続柄
通称		生年月日	住民となった年月日 平成28年4月1日
		筆頭者	住民票コード
			省略
			個人番号
			省略

全部事項証明書（建物）の所在と一致しているか確認します。
一致していない場合は、同一の住所であることを証明できる下記の書類を添付してください。

【例】
太田地区、熊野町など土地地番と住居表示が違う場合、市町村合併、土地の名称変更（住居表示・区画整理、土地改良等）の場合や分筆・合筆、その他に伴う場合などは、参考となる資料をお持ち頂いて事前に相談ください。

住民となった年月日または転入年月日のいずれかの新しい方の年月日が、平成31年3月31日以前であること

複数の建物所有者があり、その建物所有者が別世帯の場合は、それぞれの世帯ごとに住民票を取得してください。

【例】

※ 建物の所有が夫・妻の共有の場合

① 夫・妻が同一世帯の場合は、住民票は1通取得してください。


② 夫・妻が別世帯の場合は、夫で1通、妻で1通取得してください。

※市外に住民票がある住宅所有者の場合、住民票の添付は必要ありません。

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

2021年5月29日 提出日の3ヶ月以内

群馬県太田市長 清水 聖義



- (3) 対象工事を行う住宅の所有者に係る市税等完納照合票（様式第2号）
 ※赤枠を記入して、太田市収納課（本庁舎2F）にてチェックを受けてください。

【例：代理人に取得委任した場合】

様式第2号（第6条関係）

市税等完納照合票

（住宅リフォーム支援事業補助金用）

令和 3 年 6 月 15 日

郵便番号 〒 373-8718		建物所有者の認印 (シヤチハタ不可)
住所 太田市浜町2-35		
(建物所有者)	フリガナ ニッタ タロウ 氏名 新田 太郎	
電話番号 0276-47-1955		
生年月日 1950年 4月 13日		
市税等完納照合欄		担当課照合印欄
【同一世帯全員】 ・市 県 民 税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 （該当税目を○で囲んでください。）		
建物所有者全員が1名ごとに作成し、収納課（市役所2階）のチェックを受けてください 【例：建物所有者が夫・妻2名での所有の場合、夫1部、妻1部】		

依頼人、代理人部分に関しては、必ず建物所有者が自書・押印してください

代理人選任届（委任状）

(宛先) 太田市長

所有者=依頼人となります

令和 3 年 6 月 10 日

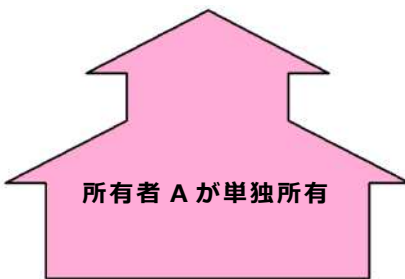
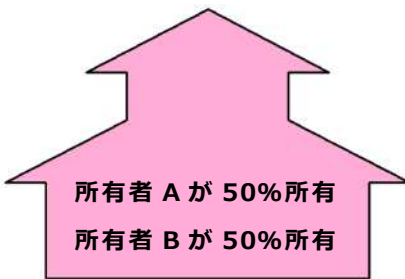
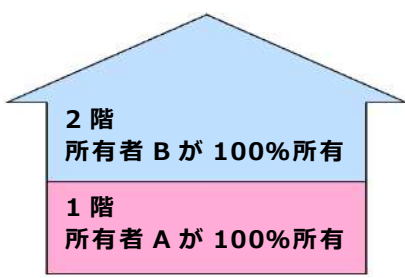
依頼人 (頼んだ人)	住所 太田市浜町2-35	建物所有者の認印 (シヤチハタ不可)
	フリガナ ニッタ タロウ 氏名 新田 太郎	
	生年月日 1950年 4月 13日	
私は、住宅リフォーム支援事業補助金交付申請のために、「市税等完納照合」の件について、次の者を代理人に選任したので届出します。		
代理人 (窓口に行く人)	住所 太田市浜町2-35	建物所有者の認印 (シヤチハタ不可)
	フリガナ オオタ タロウ 氏名 太田 太郎	
	生年月日 1977年 12月 1日	



※この代理人選任届（委任状）は、依頼人の意思表示となる書類です。必ず依頼人本人が自筆で書いてください。

※市税等完納照合票及び代理人選任届（委任状）を提出するときは、本人（代理人が提出する場合は、代理人）の身分を証明するもの（運転免許書等）を持参してください。

【補足】

- 各添付書類は、課税明細書、全部事項証明書（建物）、世帯全員の住民票、市税等完納照合票の順で取得してください。
※課税明細書は既に住宅所有者が所有していますが、それ以外のものは、代理で取得して頂くことができます。
- 改修を行いたい住宅側から見た場合に添付して頂く、全部事項証明書（建物）及び課税明細書、世帯全員の住民票の写し、市税等完納照合票（様式第2号）の関係と添付部数について。併せて「申請者要件」もご確認ください。

住宅と所有者の関係	全部事項証明書（建物）の所有者部分	課税明細書の写し	世帯全員の住民票の写し	市税等完納照合票
 <p>所有者 A が単独所有</p>	<p>1つの全部事項証明書に所有者 A のみ記載あり</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A のもの</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A の世帯全員が記載されたもの</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A のもの</p> <p>⇒1通</p>
 <p>所有者 A が 50% 所有 所有者 B が 50% 所有</p>	<p>1つの全部事項証明書に所有者 A 及び所有者 B の記載あり</p> <p>※共有名義の場合</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A 及び所有者 B が記載されたもの</p> <p>※所有者 A 所有者 B、所有者 A 他などの表記で記載されています</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A の世帯全員が記載されたもの</p> <p>⇒1通</p> <p>所有者 B の世帯全員が記載されたもの</p> <p>⇒1通</p> <p>※所有者 A と所有者 B が同一世帯の場合は、1通</p>	<p>所有者 A のもの</p> <p>⇒1通</p> <p>所有者 B のもの</p> <p>⇒1通</p>
 <p>2階 所有者 B が 100% 所有</p> <p>1階 所有者 A が 100% 所有</p>	<p>1つの全部事項証明書に所有者 A のみ記載あり</p> <p>また</p> <p>1つの全部事項証明書に所有者 B の記載あり</p> <p>※複数の登記がされている場合</p> <p>⇒所有者 A 及び B の各 1通</p>	<p>所有者 A のもの</p> <p>⇒1通</p> <p>所有者 B のもの</p> <p>⇒1通</p>	<p>所有者 A の世帯全員が記載されたもの</p> <p>⇒1通</p> <p>所有者 B の世帯全員が記載されたもの</p> <p>⇒1通</p> <p>※所有者 A と所有者 B が同一世帯の場合は、1通</p>	<p>所有者 A のもの</p> <p>⇒1通</p> <p>所有者 B のもの</p> <p>⇒1通</p>

住宅と所有者の関係	全部事項証明書（建物）の所有者部分	課税明細書の写し	世帯全員の住民票の写し	市税等完納照合票
 <p>集合住宅の場合 所有者 A が単独所有 ※住居はピンク色部分</p>	<p>【アパート】 1つの全部事項証明書に所有者 A のみ記載あり ⇒1通 ※この他、部屋番号が分かる資料を添付して頂きます</p> <p>【マンション：区分所有】 部屋番号が分かる 1つの全部事項証明書に所有者 A のみ記載あり ⇒1通</p>	<p>所有者 A のもの ⇒1通</p>	<p>所有者 A の世帯全員が記載されたもの ⇒1通</p>	<p>所有者 A のもの ⇒1通</p>
 <p>店舗併用住宅の場合 所有者 A が単独所有 ※住居はピンク色部分</p>	<p>1つの全部事項証明書に所有者 A のみ記載あり ⇒1通 ※この他、住宅部分と店舗部分 が分かる資料を添付して頂 きます</p>	<p>所有者 A のもの ⇒1通</p>	<p>所有者 A の世帯全員が 記載されたもの ⇒1通</p>	<p>所有者 A のもの ⇒1通</p>

※上記に増築等があった場合で、増築部分と増築前の所有者が違う場合、増築部分の全部事項証明書（建物）に記載された所有者、その所有者の世帯全員の住民票、市税等完納照合票も表にならって提出して頂きます。

※上記の例に当てはまらない場合、例えば、集合住宅で2名の共有名義、法人と個人の共有名義などの場合、上記例の組み合わせで、それぞれの添付書類を準備していただくことになります。

(4) 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し（代表印等押印されたもの）

※一式表記では、正確な補助金の審査ができません。そのため、工事内容は詳しく表記してください。また、部屋単位等の工事範囲で第三者にも分かりやすくまとめてください。更に、補助対象工事と対象とならない工事でもとめるなど、ご協力をお願いします。なお、手書の見積等の場合、内容が判別できるように丁寧に、明確に記載をしてください

※システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器は、メーカー作成の明細を必ず添付してください。さらに、システムキッチン・洗面台は、メーカー作成の姿図等も添付してください

工事内容	数量	単位	単価	価格
【キッチン改修】				
床貼替（フローリング）	10.0	m ²	2,000	20,000
壁貼替（ビニルクロス）	25.0	m ²	1,000	25,000
天井貼替（ジプトーン）	10.0	m ²	1,500	15,000
キッチン交換（詳細は別途明細）	1	台	540,000	540,000
小計				600,000

【悪い例】※この場合は、明細等を添付していただいてから受付します

工事内容	数量	単位	単価	価格
【外壁改修】				
足場工事	1.0	式		200,000
外壁張替工事	1.0	式		800,000
小計				1,000,000

(5) 対象工事の施工箇所の施工前の写真（既存住宅火災警報器の写真含む）

※写真に撮影箇所や撮影方向が分かるようにコメントを記入してください。

※写真に工事範囲及び工事内容が分かるようにコメントを記入してください。

【例 1】写真に工事範囲及び工事内容の記載等を行った場合



※住宅火災警報器が設置されている場合は、設置箇所全ての写真を添付してください。

住宅火災警報器が設置されていない場合は、設置予定箇所全ての写真を添付してください。

なお、1階のみに寝室がある場合は、その寝室全てで住宅火災警報器が必要となります。2階に寝室がある場合は、1階及び2階全ての寝室と階段室に住宅火災警報器が必要となります。

※住宅火災警報器に関する詳細は、消防本部予防課（0276-33-0202）までお問い合わせください

※塗装、シーリング、畳交換、ガラス交換、網戸交換、クロス替等の改修前と改修後でリフォームを行ったか写真で分かりづらい工事内容については、全体写真、アップ写真を添付してください。

なお、完了報告時に施工中の写真も提出できるようにしてください。

【例 2】全体写真とアップ写真



※施工前写真のみで説明が難しい工事範囲及び工事内容の場合は、図面等に工事範囲・工事内容等の記入を行って頂く場合があります

※改修平面図を作成している場合は、その図面に工事範囲及び工事内容を記入してください。また、写真撮影の測点と方向の図示や写真番号を記入してください。

【例 3】改修平面図等に工事範囲及び工事内容の記載等を行った場合



※同一敷地内に複数の建物がある場合、案内図及び配置図を添付して頂く場合があります。この場合は、住宅地図等に今回補助の対象としたい建物の位置を記載してください。

(6) 対象工事が増築工事（確認申請が必要なものに限る。）を伴うものである場合は、当該増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し

※10m²以上の増築がある場合など、確認申請が必要な場合は、添付してください。また、確認申請が必要な増築であるかは、太田市建築指導課（本庁舎 7F）へご相談ください。

(7) 申請書チェックリスト

※チェック項目を申請者と登録業者と一緒に確認し、確認欄にチェックしてください。
 該当欄のチェックが無い場合は、受付できませんのでご注意ください。
 なお、該当しない項目は、「一」としてください。

申請書チェックリスト【申請書表面】

No.	チェック項目	確認
1	登録業者が、住宅リフォーム支援事業の内容(申請者・建物・登録業者要件、補助対象工事等)について、申請者へ説明し、申請者が十分に理解・同意したうえで住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書の作成を行っていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
2	申請窓口では、全ての書類が添付されているかの確認のみであり、実際の申請内容の査定はその後のに行います。そのため、申請内容に不備ある場合など、却下となったり、補助金交付予定額が申請者及び登録業者の予測額より低くなる場合があることを承諾していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
3	本申請に必要な添付書類は全てそろっていますか また、添付書類から申請用紙に間違いなく転記しましたか ※全部事項証明書(建物)が取得できない場合などは、登録後に申請をしてください	<input checked="" type="checkbox"/>
4	捺印部分に申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
5	申請日付は、実際の申請日で記入されていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請者の郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話及び携帯番号を正確・明確に記入しましたか また、申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか ※住所は、住民票の現住所を記入してください ※氏名は、住民票の氏名(漢字を正確に)を記入してください 例:「高」など ただし、市からの交付決定通知書等の発送には、システム上印字できる漢字で発送することを申請者が承諾していますか 例:「高」⇒「高」など	<input checked="" type="checkbox"/>
7	窓口に来た人の登録業者番号、法人名等(個人事業者の場合は屋号)、担当者名(フリガナ)、電話番号を正確・明確に記入しましたか。また、押印がされていますか ※押印について、法人は角印・丸印どちらでも可、個人事業者はシャチハタ不可	<input checked="" type="checkbox"/>
8	住宅の所在地は、全部事項証明書(建物)の所在を転記しましたか ※所在地の郵便番号も記入しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
9	申請者の住所と住宅の所在地が、仮換地等で完全一致しない場合、同一である旨を説明できる資料を添付していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
10	住宅の所在地の行政地区名を記入していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
11	住宅の種別を、次のとおり確認しましたか ①「一戸建て住宅」または「集合住宅」を初めに選択してください ②一戸建て住宅の場合、住宅のみの「専用住宅」または店舗等を併用している「併用住宅」のどちらかを選択してください ※専用住宅は、全部事項証明書(建物)①種別に「居宅」と記載があり、かつ、課税明細書の家屋用途に「専用住宅一般」等の記載があるものとなります	<input checked="" type="checkbox"/>
12	住宅の建築年を、全部事項証明書(建物)の原因及び日付より転記しましたか ※平成23年3月31日以前に建設された建物か確認してください	<input checked="" type="checkbox"/>
13	住宅の所有者名、所有権割合を全部事項証明書(建物)より正確・明確に転記しましたか ※所有権割合は、「%」とし、小数点以下四捨五入で記入してください [例]: 33.333%⇒33%、66.666%⇒67%	<input checked="" type="checkbox"/>
14	住宅専有割合を次のとおり確認しましたか ①現状が住宅部分のみの工事の場合、100%と記入してください ・集合住宅であっても専有部分のみの工事 ・現状が併用住宅であっても住宅部分のみの工事(例:置交換・襖の貼り換え等) ②現状が非住宅部分のみの工事の場合、0%と記入してください ・専用住宅であっても、営利目的部分(営農作業場等)のみの工事 ・集合住宅の非専有部分(共用部分等)のみの工事 ・現状が併用住宅の非住宅部分(店舗等)のみの工事 ③次の場合、改修図(単線図でもよい)等に根拠(計算式と住宅専有割合)を示し、その%を小数点以下切捨てで記入して下さい。又、改修図等に工事内容も記入し添付して下さい ・住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事	<input checked="" type="checkbox"/>
15	全部事項証明書(建物)に記載されている建物の各所有者の市税等完納照合票を太田市収納課で照合印をもらっていますか [例]:建物の所有者が、同一世帯の夫・妻2名で共有の場合、夫1部、妻1部の照合票を提出してください	<input checked="" type="checkbox"/>
16	全部事項証明書(建物)に記載されている建物所有者全員の住民票を取得し、継続居住の確認をしましたか ※住民票に記載のある、「住民となった年月日」または「転入年月日」のいずれかの新しい方の年月日が、平成31年3月31日以前であるか確認してください ※建物所有者が、夫・妻で、その夫・妻が別世帯となっている場合は、住民票を夫の世帯として1通、妻の世帯として1通取得してください	<input checked="" type="checkbox"/>
17	各住宅所有者の補助対象割合を「所有権割合」、「住宅専有割合」、「滞納の有無」、「継続居住の有無」より正確に算出しましたか ※各住宅所有者の補助対象割合は、所有権割合×住宅専有割合で算出しますが、滞納がある場合、継続居住でない場合は、0%となります ※補助対象割合は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>
18	補助対象割合計を各住宅所有者の補助対象割合の総和で算出しましたか ※補助対象割合計は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>

申請書チェックリスト【申請書裏面】

No.	チェック項目	確認
19	施工業者の「登録業者番号」、「法人名等(個人事業者は屋号)」を記入しましたか ※複数の登録業者が元請となる工事の場合、代表1社がとりまとめをしていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
20	工事期間(予定)を記入しましたか ※契約書または請書等に記載されている工事期間を転記してください ※工事完了日から15日以内に完了報告書の提出が必要なことを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
21	他の補助金の利用の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか 「あり」の場合、補助金の名称も記入しましたか ※介護保険住宅改修費(介護サービス課)、二つの障がい者(児)住宅改修【重度身体障害者(児)住宅改修、居宅生活動作補助用具住宅改修費】(障がい福祉課)、耐震改修(建築指導課)、商店リフォーム(商業観光課)に申請のある場合は、同一箇所での重複申請はできません 今後申請予定がある場合や受領済の場合は、共に「あり」としてください ※国・県の補助金、保険等は、本補助金では問いません。	<input checked="" type="checkbox"/>
22	過去の住宅リフォーム補助金受給の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか ※「あり」の場合、何年度の住宅リフォーム補助金で受給されたかチェックしてください	<input checked="" type="checkbox"/>
23	10m ² を超える増築がありますか ※「あり」の場合、確認済証または確認申請書の副本の添付をしましたか ※増築工事を伴う場合、確認申請が必要か建築指導課へ事前に相談を行ってください	<input checked="" type="checkbox"/>
24	住宅火災警報器設置状況について確認を行いましたか。また、完了報告時に設置が証明できないときは、補助対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか ※現状設置「あり」・「なし」に関らず、設置すべき箇所の写真を提出してください ※現状設置「なし」の場合、「なし」にチェックし「本補助金で設置する(見積に含む)」又は「本補助金で設置しない(見積に含まれない)」のいずれかにチェックして下さい	<input checked="" type="checkbox"/>
25	工事区分について、各工事区分より選択してください ※工事区分は、ガイドブックまたはパンフレットを参照してください	<input checked="" type="checkbox"/>
26	工事内容について、部屋名等の部署ごとにどのような工事を行うのか具体的に記入してください [例]キッチン:床・壁・天井改修及びシステムキッチン交換、屋根:棟瓦3段積直し	<input checked="" type="checkbox"/>
27	総工事費について、見積りの合計金額を記入してください ※複数見積り、複数の登録施工業者の見積りがある場合などは合算してください ※住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事で、それぞれに分けた見積りを作成した場合であっても、関連工事を含む全ての工事の見積りを提出してください ※端数処理等で、直接工事費×消費税＝見積額とならない場合は、直接工事費×消費税の額(小数点以下切捨て)を優先して記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>
28	補助対象工事費について、次の計算式により、補助の対象となる工事費の算出をしましたか ①全額補助対象工事費となる場合は、見積り額＝補助対象工事費となります ②補助対象ではない工事を含む場合は、補助対象直接工事費＋{(補助対象直接工事費／直接工事費)×(諸経費※+値引き)}+消費税＝補助対象工事費となります ※諸経費とは、直接工事費以外の現場管理費や雑費等です なお、補助対象直接工事費+(補助対象直接工事費／直接工事費)の段階で小数点以下は切捨てとし、かつ、消費税を乗じた後に小数点以下は切捨てとして補助対象工事費を算出してください	<input checked="" type="checkbox"/>
29	補助対象額について、次の計算式により算出してください ※「補助対象割合計」×「補助対象工事費」で算出 ※補助対象額は、小数点以下は切捨てで記入してください ※市の査定により、補助対象額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
30	補助金交付申請額について、次の計算式により算出してください ※補助対象額が10万円から67万円未満まで、「補助対象額×30%」とし、千円未満切捨てで算出 ※補助対象額が67万円を超える場合は、一律20万円	<input checked="" type="checkbox"/>
31	全ての添付書類が準備されているか確認しましたか ※添付書類にて、補助要件を満たす根拠が提出できない場合は、追加で根拠書類の提出が必要になる場合もあることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
32	申請書の提出について、申請者が登録業者に委任したか確認してください また、本補助金査定のために申請者の状況等の確認を市が行うことへの同意もされているか確認してください ※申請者の直筆にて住所、氏名を記入、押印(シャチハタは不可)がされていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
33	本申請書の市の査定で、疑義、不備が判明した場合、速やかに補正を行います また、この申請書に不正がないことを保証します	<input checked="" type="checkbox"/>

7. 補助金完了報告

【完了報告時概要】

- ① 補助金交付申請後、所有権移転（建物所有者が亡くなった場合も含む）、施工内容変更または業者変更等があった場合、完了報告書提出前に補助金交付決定変更申請が提出されているか確認してください。
※補助金交付決定変更申請について、詳しくは「10. 補助金交付決定変更申請」をご確認ください。
- ② 工事完了日の翌日から 15 日以内に完了報告書の提出を行ってください。15 日を超えてしまった場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。
なお、工事完了日とは、精算払いの日（登録業者が工事代金を受け取った日：登録業者への着金）のことを言います。また、15 日目が土日等の祝祭日の場合、翌開庁日までとします。
- ③ 完了報告に必要な添付書類は全てそろった状態で受付します。

【補助金完了報告に必要な添付書類】

- ① 対象工事の代金の支払に係る振込受付書又は利用明細票の写し
 - ② 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し(代表印等が押印されたもの)
 - ③ 対象工事の施工箇所の施工後の写真
 - ④ 住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第 10 号）
 - ⑤ 完了報告書チェックリスト
- ※完了報告書の請求明細書と交付申請や変更申請時の見積書の内容が違う場合、増減や追加、取止めなどを請求明細書に追記してください。変更となった理由書を作成し、申請者同意の上で添付してください。
- ※完了報告書一式の写しを、登録業者または申請者で保管してください。
- ※いかなる理由でも、完了報告書及びその添付書類の返却、コピーサービスはできませんのでご了承ください。

【完了報告後の注意点】

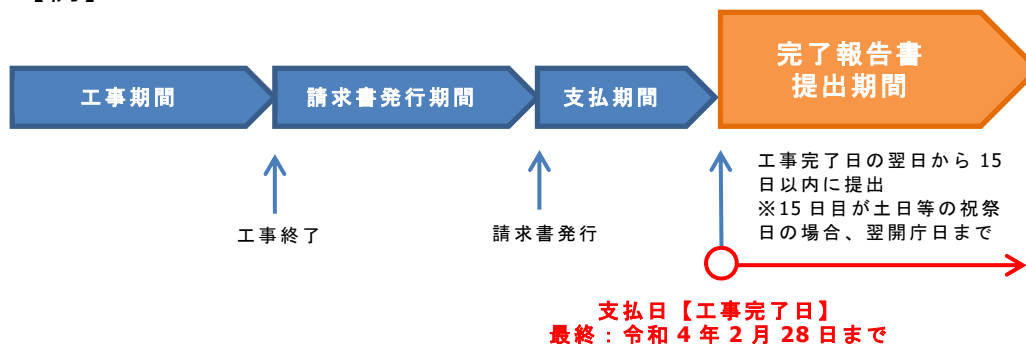
- ① 補助金完了報告後に確定通知書を概ね 1 か月程度で申請者へ発送します。確定通知書には、住宅リフォーム支援事業補助金受領書を同封して発送をいたしますので、申請者に補助金受領まで大切に保管するよう伝えてください。
- ② 補助金の受取は、確定通知書が到着してから概ね 3 週間後となります。

【補足】

① 提出期限について

⇒ 工事完了日の翌日から 15 日以内に完了報告書の提出を行ってください。
なお、工事完了日とは、精算払いの日（登録業者が工事代金を受け取った日：登録業者への着金）のことを言います。また、15 日目が土日等の祝祭日の場合、翌開庁日までとします。

【例】



② 補助金完了報告書について

⇒ 査定の結果を交付決定通知書に同封して郵送する「完了報告書」に申請者部分を印字して郵送しますので、申請書及び添付書類の控えと照らし合わせ、間違いがないことを確認してください。

なお、違いがあった場合は、完了報告書提出時に訂正のうえ完了報告書の提出を行ってください。

また、市からの印字は、標準的なシステムを使用していますので、旧字体が印字できませんのでご了承ください。

【例】

「高」⇒「高」など

③ 補助金完了報告書または補助金対象工事中止申請書を提出しない場合

⇒ 工事完了日の翌日から 15 日以内に完了報告書の提出ができなかった場合、工事を行わなくなった等で工事を中止したのに対象工事中止申請書の提出を行わなかった場合などのときには、補助金取消通知書を発送させていただきます。

なお、この場合は、当該年度の住宅リフォーム支援事業の補助金受領者とみなし、次年度以降に住宅リフォーム支援事業を再び申請した場合、過去の住宅リフォーム支援事業での補助受領者に該当し、補助金が受領できなくなりますのでご注意ください。

【完了報告書記入例】

様式第9号（第11条関係）



2021年11月30日

住宅リフォーム支援事業補助金

提出日

(宛先) 太田市長

記入済で郵送します
※間違いがないかご確認ください
※間違いがあった場合は、訂正して完了報告書の提出をしてください

住所 〒373-8718 太田市浜町 2-35

フリガナ 氏名 ニッタ タロウ 新田 太郎

電話番号 0276-47-1955

携帯番号 070-47-1955

(窓口に行く人) 登録業者番号 100

【個人事業者の場合】
法人名等 ○□ 建設
○× 次郎

法人名等 △△建設(株)

フリガナ担当者 オオタ タロウ 太田 太郎

電話番号 0276-47-1955

新田 (印)

式社之印
△建設株 (印)

記入済で郵送します

2021年7月15日付け建住指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金に係る対象工事が完了したので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町 2-35			
住宅の種別	併用住宅			
住宅の所有者名	1	2	3	4
	新田 太郎	新田 花子	-	-
所有権割合	50%	50%	-	-
住宅専有割合	50%	50%	-	-
滞納の有無	なし	なし	-	-
継続居住の有無	あり	なし	-	-
補助対象割合	25%	0%	-	-
補助対象割合計	25% . . . ①			

【表】

	No.	1	2	3		
施 工 業 者	登録業者番号	100	500			
	法人名等	△△建設(株)	〇〇内装			
工 事 期 間	着工年月日	2021年10月1日	着工年月日には、実際に工事着手した日を、 完成年月日には、精算払の日 (振込明細票等に記載されている日)を記入してください			
	完成年月日	2021年11月26日				
他の補助金の利用の有無	<input type="checkbox"/> あり(補助金の名称) <input checked="" type="checkbox"/> なし		他補助金等の情報を記入			
住宅火災警報器設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> 補助申請前から設置済 <input checked="" type="checkbox"/> 本補助金で設置した) <input type="checkbox"/> なし		設置状況を記入			
工 事 区 分	屋根	防水	外壁	建具	内装	塗装
	タイル	畳	増築	構造	木造	電気
工 事 内 容	屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装					補助対象と認められる工事の具体例の工事区分の中から申請する改修工事に該当する工事区分に○
	本事例では、変更申請は必要ない(仕上げのグレードを変えた場合)ものとして記載					工事内容を具体的に記入
総 工 事 費	864,000 円(税込)・・・請求額の合計					
補助対象工事費	540,000 円(税込)・・・② 請求額のうち補助対象工事費の合計					
補 助 対 象 額	135,000 円(税込)・・・②×①・・・③					
補助金交付申請額	40,000 円 ③×30%(千円未満切捨)かつ20万円以下					
添付書類						
(1) 対象工事の代金の支払に係る振込受付書又は利用明細票の写し (2) 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し (3) 対象工事の施工箇所の施工後の写真 (4) 住宅リフォーム支援事業補助金請求書(様式第10号) (5) 完了報告書チェックリスト						
申請者が自書・押印してください(シャチハタ不可)						

(注) 以下についても必ず記入し、押印してください。

※住宅リフォーム支援事業に係る完了報告書の提出を登録業者に委任します。また、本完了報告で住宅リフォーム支援事業の補助要件を満たさなくなった場合、取消しまたは交付決定通知書に記載された補助金予定額以下となっても不服は申しません。

住 所 太田市浜町 2-35

氏 名 新田 太郎



【裏】

【添付書類の準備】

- (1) 対象工事の代金の支払に係る振込受付書又は利用明細票の写し
 ※インターネットやクレジットカードによる振込は不可とする。

工事完了日の確認には、各金融機関の振込受付書または ATM（現金自動預払機）の利用明細票を提出してください。

なお、前払い等で全額を支払った場合は、工事完了日を確認することができないので、必ず精算払いが行われるように申請者と相談してください。

また、交付決定通知発行前に前払い・中間払いがあった場合には、事前着工と見なし、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 振込受付書またはご利用明細票の写し

※依頼人名は申請者名、受取人名は登録業者名、振込金額、銀行の受領印日
 またはお取扱い日があるものを有効とします。

●振込受付書の例（群馬銀行さんの場合で全額精算払いを行った場合）

振込金受取書 (振込手数料受取書)

ご依頼日 年 月 日

お振込先 振込先名 振込先住所

お振込元 振込元名 振込元住所

振込金額 ¥ 8 6 4 0 0 0

振込手数料 5 5 0

振込指定日

振込区分 (振込する方に 印表示)

現金・有価証券 (口座小切手等)

上記以外 (現金払戻書等・口座振替等)

2021.11.26 受領

群馬銀行

依頼人名、受取人名、振込金額の確認

※精算払の振込受付書に振込指定日が記載されていた場合は、振込指定日の翌日から、記載のない場合は、受領印日の翌日から 15 日以内に完了報告書の提出を行ってください。

なお、15 日目が土日等の祝祭日の場合、翌開庁日までとします。

●ご利用明細票の例（群馬銀行さんの場合で全額精算払いを行った場合）

キャッシュサービス **ご利用控**
 毎度ご利用いただきありがとうございます。

群馬銀行

●お取引種別 ●取扱店 ●機番 ●お取扱日
 支払 229 51 **3-11-26**

●お取引銀行(会社) ●お取引店 ●口座番号
 0128 220 1

●お取扱枚数

●振込番号 ●処理番号 ●お取引金額
 0119 0120 **¥864,000**

●手数料 ●残高(一がある場合は、お個人残高を表わします)
¥550 ***

●おつり ●説明コード ●ページ ●取引時刻
 11:01

●ご案内
 依頼人名、受取人名の確認

**太田市銀行
 太田市支店
 口座番号 普通 **3738718**
 受取人名 **△△ケンセツ(カ 様**
 依頼人名 **ニッタ タロウ 様****

振込日の確認

振込額の確認

※精算払のご利用明細票に記載のあるお取り扱い日の翌日から15日以内に完了報告書の提出を行ってください。

なお、15日目が土日等の祝祭日の場合、翌開庁日までとします。

- (2) 対象工事の代金の請求書及び請求明細書の写し
 社印や代表印等押印したものを添付して下さい。
 請求書の写しのみでは、一般的に「一式」表示が多く、請求金額の内訳が分からない場合がほとんどです。
 そのため、補助対象額の算定ができないため、請求金額の内訳が分かる資料として、請求明細書の写しも提出してください。
 ※請求明細書は、申請時の見積明細書のように作成してください。
 ※完了報告書の請求明細書と申請時の見積書の内容が違う場合、増減や追加、取止めなどを請求明細書に追記してください。また、変更となった理由書を作成し、申請者同意の上添付してください。







(3) 対象工事の施工箇所の施工後の写真

施工前と完了後の写真を比較できるようにしてください。

比較ができない場合は、申請書で提出した写真の順番と同じ並び順で、かつ、同じ測点からの写真を添付してください。

また、申請時の写真作成要領を参考に、写真に撮影方向、工事範囲及び工事内容が分かるように部屋名・撮影方向等のコメントを記入してください。

●見開写真整理の例【外壁塗装改修での例】

<p>着工前【東面】</p> 	<p>竣工【東面】</p> 
<p>着工前【北面】</p> 	<p>竣工【北面】</p> 
<p>着工前【西面】</p> 	<p>竣工【西面】</p> 

(4) 住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第 10 号）の記入例

様式第 10 号（第 11 条関係）

新印

申請者の認印
(シャチハタ不可)

2021 年 11 月 30 日

提出日

住宅リフォーム支援事業補助金請求書

(宛先) 太田市長

記入済で郵送します

認印
(シャチハタ不可)

(申請者) 郵便番号 〒373-8718

住所 太田市浜町 2-35

フリガナ ニッタ タロウ
氏名 新田 太郎

電話番号 0276-47-1955

携帯番号 070-47-1955

記入済で郵送します

2021 年 7 月 15 日付け建住リ指令第 180 号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金について、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第 11 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

完了報告書の「補助金交付申請額」を記入してください

補助金請求額 40,000 円

(5) 完了報告書チェックリスト

※チェック項目を申請者と登録業者と一緒に確認し、確認欄にチェックしてください。該当欄のチェックが無い場合は、受付できませんのでご注意ください。

完了報告書チェックリスト【完了報告書表面】

No.	チェック項目	確認
1	登録業者が、住宅リフォーム支援事業の内容(申請者・建物・施工業者要件、補助対象工事等)について、申請者へ説明し、申請者が十分に理解・同意したうえで住宅リフォーム支援事業補助金完了報告書の作成を行っていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
2	提出窓口では、全ての書類が添付されているかの確認のみであり、実際の提出内容の査定はその後に行います。そのため、提出内容に不備がある場合など、取消となったり、補助金交付予定額が申請者及び登録施工業者の予測額より低くなる場合があることを承諾していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
3	本申請に必要な添付書類は全てそろっていますか また、添付書類から申請用紙に工事完了日等間違いなく転記しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
4	捨印部分に申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
5	提出日付は、実際の提出日で記入されていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請者の郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話及び携帯番号に間違いがないか確認しましたか また、申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか ※市からの印字物は、標準的なシステムを使用していますので、旧字体が印字できませんのでご了承ください。例:「高」⇒「高」など	<input checked="" type="checkbox"/>
7	窓口に来た人の登録業者番号、法人名等(個人事業者の場合は屋号)、担当者名(フリガナ)、電話番号に間違いがないか確認しましたか。また、押印がされていますか ※押印について、法人は角印・丸印どちらでも可、個人事業者はシャチハタ不可	<input checked="" type="checkbox"/>
8	住宅の所在地に間違いがないか確認しましたか ※全部事項証明書(建物)の所在となっていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
9	住宅の種別に間違いがないか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
10	住宅の所有者名、所有権割合に間違いがないか確認しましたか ※全部事項証明書(建物)の権利者その他の事項とあっていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
11	住宅専有割合に間違いがないか確認しましたか ※住宅専有割合は、市で査定を行うため、申請時と変わることがありますので、申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
12	滞納の有無に間違いがないか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
13	継続居住の有無に間違いがないか確認しましたか ※住民票に記載のある、「住民となった年月日」または「転入年月日」のいずれかの新しい方の年月日が、平成31年3月31日以前であるか確認してください	<input checked="" type="checkbox"/>
14	各住宅所有者の補助対象割合を「所有権割合」、「住宅専有割合」、「滞納の有無」、「継続居住の有無」より算出し、その値に間違いがないか確認しましたか ※各住宅所有者の補助対象割合は、所有権割合×住宅専有割合で算出しますが、滞納がある場合、継続居住でない場合は、0%となります。	<input checked="" type="checkbox"/>
15	補助対象割合計が各住宅所有者の補助対象割合の総和となっているか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>

完了報告書チェックリスト【完了報告書裏面】

No.	チェック項目	確認
16	施工業者の「登録業者番号」、「法人名等(個人事業者は屋号)」を記入しましたか ※複数の登録業者が元請となる工事の場合、代表1社がとりまとめをしていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
17	実際の工事期間を記入しましたか ※着工年月日は、仮設工事等も含め工事に着手した日となっているか ※完成年月日(工事完了日)は、精算払いの振込受付書等の日付となっているか ※振込受付書等の受領日の翌日から15日以内に完了報告書の提出がなされない場合、補助の対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
18	他の補助金の利用の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか 「あり」の場合、補助金の名称も記入しましたか ※介護保険住宅改修費(介護サービス課)、二つの障がい者(児)住宅改修【重度身体障害者(児)住宅改造、居宅生活動作補助用具住宅改修費】(障がい福祉課)、耐震改修(建築指導課)、商店リフォーム(商業観光課)に申請のある場合は、同一箇所での重複申請はできません 今後申請予定がある場合や受領済の場合は、共に「あり」としてください ※国・県の補助金、保険等は、本補助金では問いません	<input checked="" type="checkbox"/>
19	住宅火災警報器設置状況について、間違いがないか確認しましたか ※設置「あり」の場合、「あり」にチェックし、「補助申請前から設置済」または「補助金申請後に設置(補助金交付申請時に現状設置「なし」と記入した案件で、本完了報告書提出までに設置が完了したもの)」のいずれかにチェックしてください。また、設置ありの根拠書類として、全ての箇所の工事着手前と完了後の写真が対比できるように提出してください ※設置「なし」の場合、「なし」にチェックをしてください。この場合、補助の対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
20	工事区分について、各工事区分より選択してください ※工事区分は、ガイドブックまたはパンフレットを参照してください	<input checked="" type="checkbox"/>
21	工事内容について、部屋名等の部署ごとにどのような工事を行ったのか具体的に記入してください [例]キッチン:床・壁・天井改修及びシステムキッチン交換、屋根:棟瓦3段積直し	<input checked="" type="checkbox"/>
22	総工事費について、支払総額を記入してください ※複数回支払、複数の登録施工業者への支払がある場合などは合算してください ※住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事で、それぞれに分けた請求書を作成した場合であっても、関連工事を含む全ての工事の請求書を提出してください ※端数処理等で、直接工事費×消費税＝請求額とならない場合は、直接工事費×消費税の額(小数点以下切捨て)を優先して記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>
23	補助対象工事費について、次の計算式により、補助の対象となる工事費の算出をしましたか ①全額補助対象工事費となる場合は、支払総額＝補助対象工事費となります ②補助対象ではない工事を含む場合は、補助対象直接工事費+{(補助対象直接工事費/直接工事費)×(諸経費※+値引き)}+消費税＝補助対象工事費となります ※諸経費とは、直接工事費以外の現場管理費や雑費等です なお、補助対象直接工事費+(補助対象直接工事費/直接工事費)の段階で小数点以下は切捨てとし、かつ、消費税を乗じた後に小数点以下は切捨てとして補助対象工事費を算出してください	<input checked="" type="checkbox"/>
24	補助対象額について、次の計算式により算出してください ※「補助対象割合計」×「補助対象工事費」で算出 ※補助対象額は、小数点以下は切捨てで記入してください ※市の査定により、補助対象額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
25	補助金交付申請額について、次の計算式により算出してください ※補助対象額が10万円から67万円未満まで、「補助対象額×30%」とし、千円未満切捨てで算出 ※補助対象額が67万円を超える場合は、一律20万円	<input checked="" type="checkbox"/>
26	全ての添付書類が準備されているか確認しましたか ※添付書類にて、補助要件を満たす根拠が提出できない場合は、追加で根拠書類の提出が必要になる場合もあることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
27	完了報告書の提出について、申請者が登録施工業者に委任したか確認してください また、変更申請が必要な事案で変更申請を行っていない場合や本補助金査定の結果、補助対象額、補助金交付申請額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか ※申請者の直筆にて住所、氏名を記入、押印(シャチハタは不可)がされていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
28	本完了報告書の市の査定で、疑義、不備が判明した場合、速やかに補正を行います また、この完了報告書に不正がないことを保証します	<input checked="" type="checkbox"/>

8. 補助金受領

【補助金受領時概要】

- ① 住宅リフォーム支援事業補助金受領書に記入のうえ、原則、申請者が補助金受取日時に金券を入れる袋やバック等を持参のうえ、指定の場所までお越しください。
- ② 補助金の受取について、次の優先順位でご協力をお願いいたします。
 - 確定通知書に記載された、指定の場所、日時に申請者が補助金の受取にきてください。
 - 指定日時に申請者が受取にこられない場合、代理人（申請書等で添付頂いた住民票に記載のある方など）の方が受取にきてください。
 - 指定日時に申請者・代理人とも受取にこられない場合は、指定日を含む週内に受取にきて頂きますので、住宅リフォーム専用電話番号：47-1955 まで事前にご連絡を頂き、受取日の相談を行ってください。
- ③ 補助金受領に必要な書類、身分証明書が一致した場合補助金を交付します。

【補助金受領時に必要な添付書類】

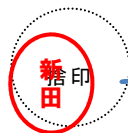
- ① 受領者の運転免許証等の身分証明書（できるだけ顔写真入りのもの）
※提示いただいた身分証明書は控えを取らせて頂きます。
【例】 運転免許証、パスポート等の公的機関発行のものを有効とします。
- ② 委任状
※申請者に代わって代理の人が受領に行く場合は、必ず委任状が必要になります。
住宅リフォーム支援事業補助金受領書の下段にある委任状部分を申請者が直筆で記入してください。
※いかなる理由でも、受領書及び身分証明書控えの返却、コピーサービスはできませんので、申請者または登録業者で受領書の控えを取るようになしてください。

【補助金受領後の注意点】

- ① 補助金受領時に金券の使用できるお店の一覧をお渡ししますが、随時入会・退会がありますので、実際に使用できるかご確認のうえ、金券をご使用ください。
- ② 金券には使用期限がありますので、使用期限内に使用してください。
- ③ 金券は、1枚当り500円となっています。おつりが出ないため、600円の商品を購入する際など、金券で500円、小銭で100円というように上手に活用して頂ければ幸いです。

(1) 住宅リフォーム支援事業補助金受領書の記入例

様式第 13 号 (第 14 条関係)



申請者の認印
(シャチハタ不可)

2021 年 12 月 24 日

(宛先) 太田市長

受領日

住宅リフォーム支援事業補助金受領書

受領者の認印
(シャチハタ不可)

(受取に行く人) 郵便番号 〒373-8718
住所 太田市浜町 2-35
フリガナ ニッタ ハナコ
氏名 新田 花子
電話番号 0276-47-1955
携帯番号 070-47-1955



住宅リフォーム支援事業補助金を次のとおり受領しました。

確定額を記入済で郵送します

太田市金券額面金額 **40,000** 円

住宅リフォーム支援事業補助金の受領を代理人に委任する場合は、記入してください。
委任状の記載事項については、申請者が自署してください。

委任状

委任した場合、補助金を受領される方の氏名等を記入してください
申請者本人が受取にこられる際は記入の必要はありません

(代理人) 郵便番号 〒 373-8718
住所 太田市浜町 2-35
フリガナ ニッタ ハナコ
氏名 新田 花子
電話番号 0276-47-1955
申請者との続柄 妻

【太郎から花子への委任の場合】
この委任状部分は申請者が全て必ず直筆してください

私は、上記の者を代理人と定め、住宅リフォーム支援事業補助金の受領における一切の権限を委任します。

委任日

2021 年 12 月 24 日

(申請者) 郵便番号 〒 373-8718
住所 太田市浜町 2-35
フリガナ ニッタ タロウ
氏名 新田 太郎
電話番号 0276-47-1955
携帯番号



申請者の認印
(シャチハタ不可)

申請者が金券の受取にこられない場合、委任状部分を記入してください
申請者本人が受取にこられる際は記入の必要はありません

9. 補助金交付決定変更申請

【変更申請にあたる変更内容】

- ① 生前贈与、売買などにより所有権移転を行った場合
※建物所有者が亡くなった場合を除く

- ② 申請者（建物所有者）が亡くなった場合

- ③ 工事内容の変更、住宅所有者からの追加工事等で施工範囲を変更する場合
※申請時点での改修予定のお部屋以外を実際には工事实施する場合など
申請時点と違う場所・箇所の工事を行いたくなった場合です。

【例】申請時：キッチン改修 ⇒ トイレ改修へ場所を変更する場合

申請時：床張替改修 ⇒ 壁クロス貼替へ箇所を変更する場合

ただし、仕上げ材の仕様（例：塩化ビニル床シートからフローリングへ）
を変更する、キッチンのグレード（例：普及品から高級品へ）を変更する
などの場合は、これにあたりません。

また、変更申請では、補助金交付予定額の増額はできませんので、工事
内容変更に伴い、補助金交付予定額を増額したい場合は、一度取下申請
書を提出し、新たに補助金交付申請を行ってください。この場合、申請
受付期間内であっても、住宅リフォーム支援事業の予算に達して受付が
終了している場合は、新たな補助金交付申請は受理できませんのでご注
意ください。

- ④ 業者を変更する場合

※この場合は、新たな登録業者が変更申請を提出してください。

※上記の①から④のケースにより、変更申請書の提出時期、添付書類が変わりま
すのでご注意ください。

※変更申請書は、変更が生じる予定がある場合、早めに住宅リフォーム支援事業
窓口（47-1955）までお問い合わせください。個別に変更申請書の発行をさせ
て頂きます。

【各ケースの提出時期、添付書類】

① 生前贈与、売買などにより所有権移転を行った場合

提出時期	工事着手前に補助金交付決定変更承認通知書の受領が必要。そのため、工事着手日の1か月前までに提出してください。なお、着手してしまっからの変更は、補助金の取消となりますのでご注意ください。
添付書類 【略称】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の全部事項証明書（建物） ・ 変更後の全部事項証明書（建物）に記載されている建物の各所有者の世帯全員が記載された住民票の写し ・ 変更後の全部事項証明書（建物）に記載されている建物の各所有者の市税等完納照合票（様式第2号） ・ 変更申請書チェックリスト

② 申請者（建物所有者）が亡くなった場合

提出時期	完了報告書提出までに申請してください。なお、提出されなかった場合は、補助金の取消となりますのでご注意ください。
添付書類 【略称】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の全部事項証明書（建物） ※所有権移転が完了したものを添付してください ・ 変更後の全部事項証明書（建物）に記載されている建物の各所有者の世帯全員が記載された住民票の写し ・ 変更後の全部事項証明書（建物）に記載されている建物の各所有者の市税等完納照合票（様式第2号） ・ 変更申請書チェックリスト

- リフォーム支援事業補助金申請の内容についての協議を必要としますので、該当する場合、**早急に住宅リフォーム支援事業窓口（47-1955）までご連絡ください。**

③ 工事内容の変更、住宅所有者からの追加工事等で施工範囲を変更する場合

提出時期	<p>工事着手前に補助金交付決定変更承認通知書の受領が必要。そのため、工事着手日の1か月前までに提出してください。</p> <p>なお、着手してしまってからの変更は、取消または当初申請部分を除く変更部分が認められなくなりますのでご注意ください。</p>
添付書類 【略称】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の見積書及び見積明細書の写し ・ 変更後の施工箇所の全ての施工前写真 (既存住宅火災警報器の写真含む) ※変更後の写真だけでなく、当初部分も含めて写真を準備してください ※施工前写真で不明な場合は、図面等に改修範囲・工事内容等の記入を行って頂く場合があります ・ 増築工事がある場合は確認済証又は確認申請書副本 (受付印のあるもの)の写し ・ 変更申請書チェックリスト

④ 業者を変更する場合

提出時期	<p>工事着手前に補助金交付決定変更承認通知書の受領が必要。そのため、工事着手日の1か月前までに提出してください。</p> <p>なお、着手してしまってからの変更は、取消となりますのでご注意ください。</p>
添付書類 【略称】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の見積書及び見積明細書の写し ・ 変更後の施工箇所の全ての施工前写真 (既存住宅火災警報器の写真含む) ※変更後の写真だけでなく、当初部分も含めて写真を準備してください ※施工前写真で不明な場合は、図面等に改修範囲・工事内容等の記入を行って頂く場合があります ・ 増築工事がある場合は確認済証又は確認申請書副本 (受付印のあるもの)の写し ・ 変更申請書チェックリスト

【変更申請後の注意点】

- ① 補助金交付決定変更承認通知書を概ね1か月程度で申請者へ発送します。
- ② 申請者（建物所有者）が亡くなった場合を除き、交付決定変更承認通知後に工事の着手が可能になりますので、申請者から通知が到着した旨の連絡を頂けるように協力体制を構築してください。

【変更申請書記入例】



申請者認印
(シャチハタ不可)

様式第5号 (第9条関係)

2021年7月20日

交付決定変更申請書

住宅 (宛先) 太田市長

(申請者) 郵便番号 〒373-8718
 住所 太田市浜町 2-35
 フリガナ ニッタ タロウ
 氏名 新田 太郎
 電話番号 0276-47-1955
 携帯番号 070-47-1955
 (窓口に行く人) 登録業者番号 100

【個人事業者の場合】
 法人名等 ○□ 建設
 ○× 次郎

法人名等 △△建設(株)
 フリガナ オオタ タロウ
 担当者 太田 太郎
 電話番号 0276-47-1955

認印 (シャチハタ不)
 新田印
 株式会社印

記入済でお渡します。
 ※間違いがないかご確認ください
 ※間違いがあった場合は、訂正して変更申請書の提出をしてください

記入済で郵送します

2021年7月15日付け建住指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金について、申請の内容の変更をしたいので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町 2-35			
行政地区名	太田地区			
住宅の種別	併用住宅			
住宅の建築年	昭和50年(1975年)5月1日			
住宅の所有者名	1	2	3	4
	新田 太郎	新田 花子		
所有権割合	50%	50%		
住宅専有割合	50%	50%		
滞納の有無	なし	なし		
継続居住の有無	あり	なし		
補助対象割合	25%	0%		
補助対象割合計	25%			

【表】

施 工 業 者	No.	1	2	3		
	登録業者番号	100	500			
法人名等	△△建設(株)	〇〇内装				
工事期間(予定)	着工年月日	2021年9月1日	新たな予定日を記入			
	完成年月日	2021年9月20日				
他の補助金の利用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(補助金の名称) 他補助金等の情報を記入				
過去の住宅リフォーム補助金受給の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(受給年度 <input type="checkbox"/> H23、 <input type="checkbox"/> H25、 <input type="checkbox"/> H27、 <input type="checkbox"/> H29、 <input type="checkbox"/> H30、 <input type="checkbox"/> R1、 <input type="checkbox"/> R2)				
10m ² を超える増築の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(<input type="checkbox"/> 確認済証、 <input type="checkbox"/> 確認申請書副本) 設置されていないと補助の対象とはなりません				
住宅火災警報器設置の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	(<input checked="" type="checkbox"/> 本補助金で設置する <input type="checkbox"/> 本補助金で設置しない)				
変更後の区分	屋根	防水	外壁	建具	内装	塗装
	タイル	畳	増築	構造	水回	電気
変更理由	キッチン改修工事追加				変更理由を具体的に記入	
変更前後	変更前			変更後		
工事内容	屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装			屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装 水回：キッチン改修工事		
総工事費	756,000円(税込)			1,080,000円(税込)		
補助対象工事費	540,000円(税込)			540,000円(税込)		
補助対象額	135,000円(税込)			135,000円(税込)		
補助金交付申請額	40,000円			40,000円		
添付書類(必要に応じて添付してください)						
(1) 対象工事を行う住宅の登記に関する全部事項証明書(建物)及び (2) 対象工事を行う住宅の所有者(当該住宅を住所として本市の住 いる者に限る。次号において同じ。)が属する世帯に係る世帯主員の住民票の写し (3) 対象工事を行う住宅の所有者に係る市税等完納照合票(様式第2号) (4) 対象工事に係る見積書及び見積明細書の写し (5) 対象工事の施工箇所の施工前の写真 (6) 対象工事が増築工事(確認申請が必要なものに限る。)を伴うものである場合は、 当該増築工事に係る確認済証又は確認申請書副本の写し (7) 変更申請書チェックリスト						
(注) 以下についても必ず記入し、押印してください。 ※住宅リフォーム支援事業に係る変更申請書の提出を登録業者に フォーム支援事業に係る審査のために必要がある場合は、太田市 登録の状況、市税等の納入状況、住宅の状況等を調査すること 同意します。						

【裏】

住 所 太田市浜町 2-35

氏 名 新田 太郎



(8) 変更申請書チェックリスト

※チェック項目を申請者と登録業者と一緒に確認し、確認欄にチェックしてください。該当欄のチェックが無い場合は、受付できませんのでご注意ください。
 なお、該当しない項目は、「一」としてください。

変更申請書チェックリスト【変更申請書表面】

No.	チェック項目	確認
1	登録業者が、住宅リフォーム支援事業の内容(申請者・建物・施工業者要件、補助対象工事等)について、申請者へ説明し、申請者が十分に理解・同意したうえで住宅リフォーム支援事業補助金交付決定変更申請書の作成を行っていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
2	提出窓口では、全ての書類が添付されているかの確認のみであり、実際の提出内容の査定はその後に行います。そのため、提出内容に不備があった場合など、取消となったり、補助金交付予定額が申請者及び登録施工業者の予測額より低くなる場合があることを承諾していますか	<input checked="" type="checkbox"/>
3	本変更申請に必要な添付書類は全てそろっていますか また、添付書類から変更申請用紙に間違いなく転記しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
4	捨印部分に申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
5	提出日付は、実際の提出日で記入されていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
6	申請者の郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話及び携帯番号を正確・明確に記入しましたか また、申請者の押印(シャチハタ不可)がされていますか ※住所は、住民票の現住所を記入してください。 ※氏名は、住民票の氏名(漢字を正確に)を記入してください。例:「高」など ただし、市からの交付決定通知書等の発送には、システム上印字できる漢字で発送することを申請者が承諾していますか 例:「高」⇒「高」など	<input checked="" type="checkbox"/>
7	窓口に来た人の登録業者番号、法人名等(個人事業者の場合は屋号)、担当者名(フリガナ)、電話番号を正確・明確に記入しましたか。また、押印がされていますか ※押印について、法人は角印・丸印どちらでも可、個人事業者はシャチハタ不可	<input checked="" type="checkbox"/>
8	住宅の所在地に間違いがないか確認しましたか ※全部事項証明書(建物)の所在となっていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
9	住宅の所在地の行政地区名に間違いがないか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
10	住宅の種別に間違いがないか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
11	住宅の建築年に間違いがないか確認しましたか ※全部事項証明書(建物)の原因及び日付となっていますか	<input checked="" type="checkbox"/>
12	住宅の所有者名、所有権割合に間違いがないか確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>
13	【施工場所・部位に変更がない(所有権移転等のみ)場合】 住宅専有割合に間違いがないか確認しましたか 【施工場所・部位に変更がある場合】 住宅専有割合を次のとおり確認しましたか ①現状が住宅部分のみの工事の場合、100%と記入してください ・集合住宅であっても専有部分のみの工事 ・現状が併用住宅であっても住宅部分のみの工事(例:畳交換・襖の貼り換え等) ②現状が非住宅部分のみの工事の場合、0%と記入してください ・専用住宅であっても、営利目的部分(営農用作業場等)のみの工事 ・集合住宅の非専有部分(共用部分等)のみの工事 ・現状が併用住宅の非住宅部分(店舗等)のみの工事 ③次の場合、改修図(単線図でもよい)等に根拠(計算式と住宅専有割合)を示し、その%を小数点以下切捨てで記入してください。又、改修図等に工事内容も記入し添付してください ・住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事	<input checked="" type="checkbox"/>
14	全部事項証明書(建物)に記載されている建物の各所有者の市税等完納照合票を太田市収納課で照合印をもらっていますか [例]:建物の所有者が、同一世帯の夫・妻2名で共有の場合、夫1部、妻1部の照合票を提出してください	<input checked="" type="checkbox"/>
15	全部事項証明書(建物)に記載されている建物所有者全員の住民票を取得し、継続居住の確認をしましたか ※住民票に記載のある、「住民となった年月日」または「転入年月日」のいずれかの新しい方の年月日が、平成31年3月31日以前であるか確認してください ※建物所有者が、夫・妻で、その夫・妻が別世帯となっている場合は、住民票を夫の世帯として1通、妻の世帯として1通取得してください ※補助金交付申請書提出日から3ヶ月以内の変更の場合、新たに住民票の取得の必要はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>
16	各住宅所有者の補助対象割合を「所有権割合」、「住宅専有割合」、「滞納の有無」、「継続居住の有無」より正確に算出しましたか ※各住宅所有者の補助対象割合は、所有権割合×住宅専有割合で算出しますが、滞納がある場合、継続居住でない場合は、0%となります。 ※補助対象割合は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>
17	補助対象割合計を各住宅所有者の補助対象割合の総和で算出しましたか ※補助対象割合計は、「%」とし、小数点以下切捨てで記入してください	<input checked="" type="checkbox"/>

変更申請書チェックリスト【変更申請書裏面】

No.	チェック項目	確認
18	施工業者の「登録業者番号」、「法人名等(個人事業者は屋号)」を記入しましたか ※複数の登録業者が元請となる工事の場合、代表1社がとりまとめをしていますか	☑
19	変更後の工事期間(予定)を記入しましたか ※契約書または請書等に記載されている工事期間を転記してください ※変更承認通知書が発行後に工事着手できることを理解していますか ※工事完了日から15日以内に完了報告書の提出が必要なことを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	☑
20	変更後の他の補助金の利用の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか 「あり」の場合、補助金の名称も記入しましたか ※介護保険住宅改修費(介護サービス課)、二つの障がい者(児)住宅改修【重度身体障害者(児)住宅改修、居宅生活動作補助用具住宅改修費】(障がい福祉課)、耐震改修(建築指導課)、商店リフォーム(商業観光課)に申請のある場合は、同一箇所での重複申請はできません。今後申請予定がある場合や受領済の場合は、共に「あり」としてください ※国・県の補助金、保険等は、本補助金では問いません。	☑
21	過去の住宅リフォーム補助金受給の有無について、申請者等にも確認して記入しましたか ※「あり」の場合、何年度の住宅リフォーム補助金で受給されたかチェックしてください	☑
22	10m ² を超える増築がありますか ※「あり」の場合、確認済証または確認申請書の副本の添付をしましたか ※増築工事を伴う場合、確認申請が必要か建築指導課へ事前に相談を行ってください	☑
23	住宅火災警報器設置状況について確認を行いましたか。また、完了報告時に設置が証明できないときは、補助対象外となることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか ※補助金交付申請書で添付されていますが、再度、印刷して添付してください ※現状設置「なし」の場合、「なし」にチェックをし「本補助金で設置する(見積に含まれている)」または「本補助金で設置しない(見積に含まれていない)」のいずれかにチェックしてください	☑
24	変更後の工事区分について、各工事区分より選択してください ※工事区分は、ガイドブックまたはパンフレットを参照してください	☑
25	変更理由を具体的に記入しましたか	☑
26	変更後の工事内容について、部屋名等の部署ごとどのような工事を行うのか具体的に記入してください [例]キッチン:床・壁・天井改修及びシステムキッチン交換	☑
27	変更後の総工事費について、見積りの合計金額を記入してください ※複数見積り、複数の登録施工業者の見積りがある場合などは合算してください ※住宅部分と非住宅部分(営利目的部分、共用部分、店舗等)を同時に行う工事で、それぞれに分けた見積りを作成した場合であっても、関連工事を含む全ての工事の見積りを提出してください ※端数処理等で、直接工事費×消費税=見積額とならない場合は、直接工事費×消費税の額(小数点以下切捨て)を優先して記入してください	☑
28	変更後の補助対象工事費について、次の計算式により、補助の対象となる工事費の算出をしましたか ①全額補助対象工事費となる場合は、支払総額=補助対象工事費となります ②補助対象ではない工事を含む場合は、補助対象直接工事費+{(補助対象直接工事費/直接工事費)×(諸経費※+値引き)}+消費税=補助対象工事費となります ※諸経費とは、直接工事費以外の現場管理費や雑費等です なお、補助対象直接工事費+(補助対象直接工事費/直接工事費)の段階で小数点以下は切捨てとし、かつ、消費税を乗じた後に小数点以下は切捨てとして補助対象工事費を算出してください	☑
29	変更後の補助対象額について、次の計算式により算出してください ※「補助対象割合計」×「補助対象工事費」で算出 ※補助対象額は、小数点以下は切捨てで記入してください。 ※変更後の補助対象額は、変更前の補助対象額を超える記載をすることができないこと。また、市の査定により、補助対象額が記載した額と変わる場合があることを申請者及び登録業者とも理解していますか	☑
30	変更後の補助金交付申請額について、次の計算式により算出してください ※補助対象額が10万円から67万円未満まで、「補助対象額×30%」とし、千円未満切捨てで算出 ※補助対象額が67万円を超える場合は、一律20万円	☑
31	全ての添付書類が準備されているか確認しましたか ※添付書類にて、補助要件を満たす根拠が提出できない場合は、追加で根拠書類の提出が必要になる場合もあることを申請者及び登録施工業者とも理解していますか	☑
32	変更申請書の提出について、申請者が登録施工業者に委任したか確認してください また、本補助金査定のために申請者の状況等の確認を市が行うことへの同意もされているか確認してください ※申請者の直筆にて住所、氏名を記入、押印(シャチハタは不可)がされていますか	☑
33	本変更申請書の市の査定で、疑義、不備が判明した場合、速やかに補正を行います また、この変更申請書に不正がないことを保証します	☑

10. 補助金対象工事中止申請

【対象工事中止申請にあたる内容】

- ① 工事を行わなくなった
- ② 登録業者でない業者に工事を行ってもらうようになった
- ③ 令和4年2月28日までに工事が終わらない
- ④ 住宅用火災警報器を設置しなくなった
- ⑤ 申請した住宅に住む予定がない人が所有者となった
- ⑥ 補助金受領までに市税等の滞納が発生してしまった
- ⑦ 工事内容を変更し、補助金交付予定額を増額したい

※上記の①から⑦のケース等に当てはまる場合は、対象工事中止申請書を提出して頂きます。

※対象工事中止申請書は、上記内容等に当てはまる場合など早めに住宅リフォーム支援事業窓口（47-1955）までお問い合わせください。個別に対象工事中止申請書の発行をさせていただきます。

【対象工事中止申請後の注意点】

- ① 補助金対象工事中止承認通知書を概ね3週間程度で申請者へ発送します。
- ② 工事内容を変更し、補助金交付予定額を増額したい場合、新たに交付申請書を提出して頂きます。新たな交付申請書は、中止承認通知発行後から受付期間内かつ予算の範囲内で受付しますので、新たな交付申請書提出時点で補助の対象とならなくなった場合は、ご了承ください。
- ③ 対象工事中止申請を行わずに、完了報告書提出期限までに完了報告書を提出せず取消通知となった場合、当該年度の住宅リフォーム支援事業の補助金受領者として取扱いします。

次年度以降の住宅リフォーム支援事業の要件（過去の住宅リフォーム支援事業での補助受領者）に該当するようになりますので、ご注意ください。

【対象工事中止申請書記入例】



申請者認印
(シヤチハタ不可)

様式第7号 (第10条関係)

2021年9月3日

対象工事中止申請書

住宅
(宛先) 太田市長

記入済でお渡しします。
※間違いがないかご確認ください
※間違いがあった場合は、訂正して
中止申請書の提出をしてください

(申請者) 郵便番号 〒373-8718

住所 太田市浜町 2-35

フリガナ ニッタ タロウ
氏名 新田 太郎

電話番号 0276-47-1955

携帯番号 070-47-1955

(窓口に行く人) 登録業者番号 100

法人名等 △△建設(株)

フリガナ オオタ タロウ
担当者 太田 太郎

電話番号 0276-47-1955

認印
(シヤチハタ不可)

新田印

株式会社印

△△建設株

【個人事業者の場合】
法人名等 ○□ 建設
○× 次郎

○×印

記入済で郵送します

2021年7月15日付け建住指令第180号で交付の決定を受けた住宅リフォーム支援事業補助金について、対象工事を中止したいので、太田市住宅リフォーム支援事業補助金交付規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記入済でお渡しします

住宅の所在地	〒373-8718 太田市浜町 2-35			
住宅の所有者名	1	2	3	4
	新田 太郎	新田 花子		
取消理由	工事を行わなくなったため			
工事内容	屋根：棟瓦3段積直し 外壁：サイディング一部張替 塗装：トイレ壁塗装			
補助金交付申請額	40,000 円			

取消理由を記入してください

申請者が自書・押印してください
(シヤチハタ不可)

(注) 以下についても必ず記入し、押印してください。
※住宅リフォーム支援事業に係る対象工事中止申請書の提出を登録業者に委任します。

住所 太田市浜町 2-35
氏名 新田 太郎



11. Q&A

【申請者要件】

Q1. 住宅の所有権は父 1 人で、父は今回リフォームを行いたい住宅には住んでいません。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

また、できるとした場合、どの間柄まで大丈夫なのでしょうか？

⇒本事業では、所有者が実際に住まわれていることが条件となっておりますので、申請することはできません。

Q2. 住宅の所有権が祖父 1 人で、祖父は既に亡くなっています。住宅に居住している者は長男家族世帯ですが、申請することはできますか？

⇒現状では申請することはできません。

しかし、全部事項証明書（建物）の所有権移転を行い、かつ、長男が 2 年以上この住宅に継続居住している場合は申請できます。

Q3. 住宅の所有権は夫 1 人で、夫は単身赴任で太田市外に居住していますが、申請することはできますか？

⇒申請することはできません。

Q4. 所有している建物が複数あるが、居住していない建物でも申請できますか？

⇒申請することはできません。

Q5. 中古物件を購入したので、建物の築年数、所有権は要件を満たしていますが、継続居住要件を満たしていません。この場合、今年度の補助には申請できないのでしょうか？

⇒申請することはできません。次回以降の住宅リフォーム補助金の全ての要件を満たしてから申請を行ってください。

Q6. 世帯全員に滞納がないことが条件となっているが、建物所有者の住民票に記載のある世帯までが範囲と考えてよいのか？

⇒その通りです。

Q7. 滞納があっても分納で納めるので、補助の対象としてもらえないか？

⇒完納していないと申請できません。また、補助金受領までに滞納となった場合も補助することができません。

【建物要件】

Q1. 固定資産税を払っているにも関わらず、作業場や倉庫は補助対象とはならず、住宅だけが補助対象となるのは不公平ではないか？

⇒『市民の生活に直結する場』という最も簡潔な対象が住宅ということで、住宅リフォーム支援事業の限りある予算を有効に利用するための最小限の枠とさせていただきます。

Q2. 以前、美容店を経営していたため、併用住宅となっています。現在は、理容店を辞めたため、この部屋を住宅の部屋として改修したいのですが、補助の対象となるでしょうか？

⇒補助の対象とすることができます。ただし、理容店を辞めたことが証明できる資料（廃業届、確定申告書等）を添付して頂く場合があります。

Q3. 現在、美容店を経営しているため、併用住宅となっています。住宅部分も含めて、屋上防水改修と外壁改修工事を行いたいのですが、補助の対象とすることができますか？

⇒住宅部分のみ補助の対象とすることができます。住宅の専有率を床面積、工事面積等の合理的な方法で算出しますので、図面等の提出は必ず行ってください。

なお、店舗部分のリフォーム工事についても補助金ができる場合がありますので、詳しくは、商店リフォーム支援窓口【産業政策課（5F）】までお問い合わせください。

Q4. 元からある住宅は、平成 23 年 3 月 31 日以前に建設している。また、この住宅に増築をしているため、増築部分は平成 23 年 4 月 1 日以降に建設している。元からある住宅と増築部分の屋根の全面塗装を行うが、補助の対象とすることができますか？

⇒元の住宅と増築部分が一体となって工事を行う場合は、元の住宅の建築年月日を基準にします。そのため、申請することができます。

なお、平成 23 年 4 月 1 日以降に建設している増築部分だけの工事の場合や増築部分の所有者が現在住んでいないなどの場合、申請することはできません。

【施工業者要件】

Q1. 元請施工業者が市内に本店のある法人。または、市内に事業所を構える屋号をもつ個人事業者であれば、どこの施工業者でも良いのではないか？

⇒本事業の主旨及び制度を理解して実施して頂くことを要件に登録が認められた登録業者としてください。

Q2. 下請施工業者は、市外を使用しても問題ないのか？

⇒市内外は問いません。

Q3. 外構工事業者で、かつ、本店が市内です。税金も滞納はありません。そのため、住宅だけに補助が出るのには納得がいきません。

⇒『市民の生活に直結する場』という最も簡潔な対象が住宅ということで、住宅リフォーム支援事業の限りある予算を有効に利用するための最小限の枠とさせていただきます。

Q4. どの施工店が良心的で施工が上手か、どこに頼んだらよいか分かりません。市で斡旋してもらえないでしょうか？

⇒登録業者一覧を参考に問い合わせてください。

各施工店の施工が上手か、そうでないかを判断し登録業者としている訳ではありません。登録業者は、当事業の主旨及び制度を理解している施工業者となります。

なお、市では斡旋を行えません。

【補助対象工事】

Q1. 雨漏りをしているので、早く工事着手したいが、交付決定通知を待たずに工事着手できないか？

⇒本事業では、緊急性を要する工事は補助の対象外となります。補助の対象とする場合は、応急処置（補助の対象とはならない）をしていただき、交付決定通知を待ってから本工事に着手してください。

応急処置で本設足場を行った場合は、事前着工となりますのでご注意ください。

Q2. 住宅リフォーム補助金のことを知らずにリフォーム工事を行ってしまいました。申請者要件、建物要件、施工業者要件も満たしていたので、補助を出してもらえないでしょうか？

⇒交付決定通知発行後の工事着手要件が満たされていないので、補助をすることができません。

Q3. 今年度中に工事を完了するのだが、予算の関係上、工事発注時期を2回に分けて行わなければなりません。この場合、全て補助の対象とすることはできますか？

⇒本事業では、年度内1回限りの申請となっています。複数回の申請は認められません。複数回の申請のあった場合は、最初のものを有効とします。また、全て補助の対象とする場合は、まとめて1申請として提出してください。

Q4. 工事の金額が妥当かどうか、市で判断してもらえないですか？

⇒工事代金の妥当性などについては、市では個別に判断できません。市では、補助の要件にあっているかどうかについてのみ審査します。

Q5. 申請者から材料を支給してもらって工事を行うが、材料代も含めて補助の対象としてもらえませんか？

⇒支給した材料代は認められません。

Q6. 住宅を解体した後に、新築する予定です。解体費に関して補助の対象となりますか？

⇒解体のみの場合は、補助の対象とはなりません。

また、新築についても補助の対象とはなりません。

Q7. 補助の申請前に契約しているが、補助の対象とすることはできますか？

⇒申請前に契約していただいても問題ありません。

ただし、交付決定通知前に、前払金の支払いを行った、工事の着手を行った場合は、補助の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q8. 補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、システムキッチン等一式のシステムとして交換等を行ってくださいとありますが、例えば、システムキッチンの場合、吊り戸・レンジフード・シンク・コンロが構成部材と考えられますが、これら全て交換する場合という意味で良いのでしょうか？

⇒補助対象としては、システムキッチンについてはシンク、コンロ、作業スペースが天板で一体化されたものを考えています。システムキッチンと吊り戸・レンジフードと一緒にリフォーム工事を行う場合には補助対象にできます。ただし、システムキッチンと一緒にではない場合やレンジフードや吊り戸コンロのみ、新規システムキッチンに既存のコンロを設置する工事の場合は対象外となります。

また、補助対象と認められる工事の具体例の水回りで、便器（一体型の場合手洗含む）とは、便器部分・ロータンク部分（直圧の場合は除く）・便座部分（和式の場合は除く）を一式交換する場合とお考えください。

なお、システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器は、明細を必ず添付してください。また、システムキッチンと洗面台は、メーカー作成の姿図等も添付してください

【申請関係等】

Q1. 住宅の所有者が申請書を窓口を持って行っても良いか？

⇒補助対象の内容等に関するトラブルを防ぐため、登録業者に申請手続き等を行ってもらうこととしておりますので、ご理解ください。

Q2. 市から現場確認等に来るのですか？

⇒疑義が生じた場合、事前着工確認や出来形確認等のために、市が現場確認することがあります。

Q3. 補助金の予算が 1 億円と聞きました。9 月 30 日までに予算に達してしまっ
た場合はどうなりますか？

⇒予算に達し次第、受付を終了します。そのため、予算終了締切間際の場合、申
請をお預かりしても補助金が出せない場合がありますのでご了承ください。で
きるだけ早めに工事内容の確定をし、申請をしてください。

Q4. 申請手続きがとて面倒です。もっと簡単にできないのですか？

⇒市民の皆様からの大切な税金を、この補助金に充てさせていただいておりま
すので、住宅リフォーム支援事業への個々の申請について、補助要件を満た
しているか確認する必要がありますのでどうぞご理解ください。

Q5. なぜ現金でなく、太田市金券での支給なのですか？

⇒市内の経済活性化のために行う補助金のため、金券で支給することにより、
交付される補助金が太田市内で使用されることとなり、太田市経済の 2 次的
波及効果を期待しています、どうぞご理解ください。

Q6. 補助金は何回でも申請できますか？

⇒年度内 1 回の申請に限ります。

なお、住宅が共有名義で既に申請がある方以外の方（申請人と違う住宅所有
者）からの別の申請が提出された場合は、最初の申請を有効とし、後からの
申請は却下となります。

Q7. 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が 3 万円（補助対象額 10
万円）でした。工事着手後に仕様変更をしたため、請求額が見積額よりも安
くなりました。この場合はどうなりますか？

⇒補助対象額が 10 万円未満となってしまうため、補助の要件を満たさないの
で、補助金を交付することができません。

Q8. 補助金交付決定書に記載のある補助金交付予定額が 20 万円なのに、実際の
補助金確定額は 15 万円となったがおかしいのではないか？

⇒工事内容、実工事費の変更があった場合など、補助金交付予定額から補助金
確定額に変わる場合もありますので、ご注意ください。

なお、補助金交付予定額は、補助金確定額の上限となることをご理解くださ
い。

【住宅リフォーム支援事業における用語の定義】

① リフォーム

住宅の修繕、補修、模様替えその他の住宅の機能の維持又は向上のための工事のことをいう。本事業では、この内、補助の対象と認められる部分を補助対象工事としています。

② 建物

市内に存在し、関係法令に適合している一戸建ての住宅又は集合住宅の専有する部分のことをいう。

③ 住宅

個人が所有する住居部分（併用住宅にあつては居住の用に供する部分、集合住宅にあつては個人が専有する部分）であつて、現に居住の用に供しているものをいう。

なお、原則、キッチン・トイレ・風呂がある建物とします。

④ 登録業者

市内施工業者のうち、住宅リフォーム支援事業の説明会を受講し、住宅リフォーム支援事業の主旨及び制度を理解したうえで住宅リフォーム支援事業に登録申請し、登録を認められた業者のことをいう。

⑤ 補助対象割合

住宅の各所有者の所有権割合と住宅の専有割合を掛け合わせた率のことをいう。

⑥ 補助対象工事費

リフォーム総工事費のうち、補助の対象と認められる部分の合計金額のことをいう。

⑦ 補助対象額

補助対象割合計に補助対象工事費を掛け合わせた額のことをいう。

⑧ 補助金交付予定額

補助対象額に補助率 30%を掛け合わせた額（千円未満切り捨て）。その額が 20 万円以上の場合は、一律 20 万円となる。

⑨ 補助金確定額

本事業の補助要件を全て満たしたものに対し、補助金交付予定額の範囲内で、太田市金券で交付される額のことをいう。

【改定履歴】

更新日	更新内容
2021年 4月 19日 初 版	2021年度版 ガイドブック策定



2021 年度
【初版】